

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月26日

【事業年度】 第65期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社ビー・エム・エル

【英訳名】 BML, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 近藤 健介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号

【電話番号】 03(3350)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員企画本部長 武部 憲尚

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号

【電話番号】 03(3350)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員企画本部長 武部 憲尚

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	109,024	111,243	113,502	117,129	120,732
経常利益	(百万円)	8,830	9,711	9,811	10,880	10,211
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	5,424	5,948	5,988	6,646	6,375
包括利益	(百万円)	4,769	6,917	7,160	6,563	6,639
純資産額	(百万円)	65,206	70,647	76,222	81,127	80,422
総資産額	(百万円)	99,394	104,244	109,438	115,972	116,273
1株当たり純資産額	(円)	1,462.35	1,581.60	1,703.27	1,809.34	1,873.36
1株当たり当期純利益金額	(円)	127.70	140.03	140.83	156.07	151.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	127.27	139.55	140.44	155.83	151.07
自己資本比率	(%)	62.5	64.5	66.3	66.5	65.4
自己資本利益率	(%)	8.9	9.2	8.6	8.9	8.3
株価収益率	(倍)	17.1	17.5	19.3	20.6	19.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	11,978	11,307	12,079	12,507	12,771
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,234	5,239	3,538	3,940	5,213
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,916	2,856	2,983	3,041	8,784
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	34,910	38,122	43,679	49,204	48,246
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	4,673 (2,733)	4,882 (2,911)	3,902 (4,010)	3,882 (4,131)	4,067 (4,374)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2016年9月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第64期の期首から適用しており、第63期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	85,349	87,452	89,129	92,309	95,002
経常利益	(百万円)	5,796	6,535	6,676	7,471	6,921
当期純利益	(百万円)	4,073	4,614	4,721	5,303	4,955
資本金	(百万円)	6,045	6,045	6,045	6,045	6,045
発行済株式総数	(株)	22,007,363	44,014,726	44,014,726	44,014,726	44,014,726
純資産額	(百万円)	51,626	54,927	58,350	61,933	59,792
総資産額	(百万円)	81,068	84,615	88,110	93,084	91,790
1株当たり純資産額	(円)	1,212.21	1,289.41	1,368.60	1,452.27	1,470.46
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額)	(円) (円)	60.00 (30.00)	35.00 (17.50)	35.00 (17.50)	38.00 (19.00)	45.00 (20.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	95.89	108.61	111.02	124.53	117.57
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	95.57	108.24	110.71	124.34	117.41
自己資本比率	(%)	63.5	64.7	66.1	66.5	65.1
自己資本利益率	(%)	8.1	8.7	8.4	8.8	8.2
株価収益率	(倍)	22.7	22.6	24.5	25.8	24.7
配当性向	(%)	31.3	32.2	31.5	30.5	38.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	2,354 (800)	2,464 (941)	2,176 (1,451)	2,153 (1,520)	2,259 (1,577)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	129.6 (89.2)	147.6 (102.3)	165.2 (118.5)	196.4 (112.5)	181.2 (101.8)
最高株価	(円)	4,665	5,876 2,938	3,045	3,600	4,085
最低株価	(円)	3,125	4,085 2,042.5	2,143	2,547	2,307

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 2016年9月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第61期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第64期の期首から適用しており、第63期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

4. 第65期の1株当たり配当額45円は、創立65周年記念配当5円を含んでおります。

5. 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

6. 印は、株式分割後(2016年9月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。

2 【沿革】

年月	事項
1955年7月	近藤健次(故人 当社創業者)が、保存血液の製造及び販売を目的として資本金1,500千円をもって東京都渋谷区千駄ヶ谷に株式会社相互ブラッド・バンクを設立。
1964年3月	輸血用血液取扱が日本赤十字社血液センターに集中されたことに伴い、臨床検査業務への事業転換に着手。
1967年8月	臨床検査センターを設置し、臨床検査の受託を開始。
1973年4月	検体の集配を目的として、株式会社ジャパクリニカルサービス(当社100%出資)を設立。
1975年10月	富山県富山市に営業所を設置、全国営業所ネットワークの構築に着手。
1976年7月	株式会社相互生物医学研究所に商号を変更、同時に東京都中野区中央に本社を移転。
1981年11月	富山県富山市に衛生検査所を設置、全国ラボネットワークの構築に着手。
1985年1月	東京都杉並区高円寺南に本社を移転、また埼玉県川越市に当社の中心となるBML総合研究所を設置、検査業務の総合及びトータルラボラトリーシステムを構築。
1986年7月	病理・細胞診検査を目的として、株式会社ピーシーエルジャパン(当社100%出資)を設立。
1989年3月	医療情報システムの構築を目的として、株式会社メリッツ(当時当社100%出資)を設立。
1989年4月	株式会社ビー・エム・エルに商号を変更。
1991年6月	株式会社東京公衆衛生研究所の株式を取得(当時当社70%所有、現100%所有)し、子会社とする。
1993年4月	東京都渋谷区千駄ヶ谷に本社を移転。
1993年7月	松戸市および松戸市医師会との共同出資(当社97%出資)により、株式会社松戸メディカルラボラトリーを設立。
1995年1月	臨床検査受託のための地域子会社として、株式会社愛媛メディカルラボラトリー(当時当社97%出資、現100%所有)を設立。
1996年1月	株式会社生物医科学研究所の株式を取得(当社100%所有)し、子会社とする。
1996年7月	株式会社協同医学研究所の株式を取得(当時当社100%所有、現100%間接保有)し、子会社とする。
1997年8月	F&S事業部を設置し、食品衛生検査の受託を開始。(注)
1998年8月	千葉県柏市に「アリア薬局」を設置し、調剤薬局の経営を開始。
1998年11月	株式会社第一臨床検査センター(現 株式会社第一岸本臨床検査センター)の株式を取得(当時当社60%所有、現100%所有)し、子会社とする。
1998年12月	新規医薬品の開発業務受託機関(CRO)を目的として、株式会社アレグロ(当時当社100%出資、現100%間接所有)を設立。
1999年10月	遺伝子組換え食品検査の受託を開始。
1999年11月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2000年1月	医療情報システム事業部を設置し、電子カルテの販売を開始。
2000年4月	環境検査事業部を設置し、大気、水質等の環境検査を開始。
2000年10月	ゲノム科学事業部を設置し、遺伝子検査の開発と受託を開始。歯周病菌検査の受託を開始。
2001年4月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場。
2001年8月	株式会社共同検査システムの株式を取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
2002年9月	大塚製薬株式会社より臨床検査事業の営業を譲受ける。 株式会社大塚東京アッセイ研究所(2003年4月 株式会社BML東京アッセイ研究所に社名変更。 2004年4月 当社に吸収合併)の株式を取得(当時当社100%所有)し、子会社とする。
2003年2月	株式会社環境科学コーポレーション(現 株式会社BMLフード・サイエンス)の株式を取得(当時当社100%所有、現100%間接所有)し、子会社とする。
2004年8月	株式会社ラボテック(千葉県市原市)の株式を取得(当時当社40%所有)。
2004年10月	株式会社BMLフード・サイエンスを会社分割し、株式会社環境科学コーポレーションを設立。

年月	事項
2005年 4月	株式会社第一臨床検査センター（現 株式会社第一岸本臨床検査センター）が、株式会社共同検査システムを合併。
2005年 4月	株式会社ラボテック（千葉県市原市）の株式を追加取得（当時当社100%所有）し、子会社とする。
2005年 6月	株式会社第一臨床医学検査センターの株式を取得（当時当社100%所有）し、子会社とする。
2005年 7月	株式会社日研医学の株式を取得（当社100%所有）し、子会社とする。
2005年12月	株式会社BMLフード・サイエンスが、株式会社環境科学コーポレーションの全株式を第三者に売却。
2006年 1月	株式会社ラボテック（長崎県佐世保市）の株式を取得（当時当社10%所有、現100%間接保有）。
2006年 4月	株式会社近畿予防医学研究所との共同出資（当社51%出資）により、株式会社近畿予研BML（現 株式会社オー・ピー・エル）を設立。
2006年 9月	株式会社小田島盛岡臨床検査センター（現 株式会社盛岡臨床検査センター）の株式を取得（当社66.3%所有）し、子会社とする。
2007年 2月	三菱商事株式会社との合併により、株式会社BMLフード・サイエンスと株式会社アレグロの株式移転を行い、株式会社BMLライフサイエンス・ホールディングスを設立（当社65%所有）。
2007年 3月	クオール株式会社に調剤薬局事業を譲渡。
2007年 4月	株式会社東京公衆衛生研究所が株式会社生物医学研究所を吸収合併。
2007年 8月	微研株式会社の株式を取得（当時当社100%所有、現100%間接保有）し、子会社とする。
2008年 2月	株式会社ラボテック（長崎県佐世保市）の株式を追加取得（当時当社51%所有、現100%間接保有）し、子会社とする。
2008年 9月	株式会社BMLライフサイエンス・ホールディングスが株式会社キュー・アンド・シーの株式を取得（100%所有）し、子会社とする。
2010年 3月	株式会社BMLライフサイエンス・ホールディングスが株式会社キュー・アンド・シーの株式を一部売却（85%売却）。
2010年 4月	株式会社メリッツを吸収合併。
2010年 9月	米国コーヴァンス社と国際治験用共同ラボを設立。
2011年 1月	株式会社大宮臨床検査センター（現 株式会社第一岸本臨床検査センター、当社100%出資）を設立。
2011年 4月	株式会社大宮臨床検査センターが新川管財株式会社の臨床検査事業等を吸収分割により承継し、株式会社岸本医科学研究所に社名変更。新川管財株式会社の100%子会社である株式会社共栄医研とともに連結子会社となる。 株式会社フォレストホールディングスとの合併により、当社100%子会社である株式会社協同医学研究所及び微研株式会社、並びに株式会社フォレストホールディングスの100%子会社である株式会社リンテックの共同株式移転を行い、中間持株会社となる株式会社九州オープンラボラトリーズ（当社66%出資）を設立。当社子会社である株式会社ラボテック（長崎県佐世保市）の全株式を、株式会社九州オープンラボラトリーズに売却。 診療所向け新電子カルテ「QUALIS」を販売開始。
2012年 2月	株式会社QOLセントラルラボラトリーズ（株式会社九州オープンラボラトリーズ100%出資）を設立。
2012年 3月	当社100%子会社である株式会社第一臨床検査センター、株式会社岸本医科学研究所、及び株式会社共栄医研の3社が合併。存続会社である株式会社岸本医科学研究所のうち本州地域の臨床検査事業等を、吸収分割により当社が承継（株式会社共栄医研の臨床検査事業等を含む）。株式会社岸本医科学研究所が、株式会社第一岸本臨床検査センターに社名変更。
2012年 4月	株式会社QOLセントラルラボラトリーズが、株式会社協同医学研究所及び株式会社リンテックの検査部門を吸収分割により承継し、連結子会社となる。

年月	事項
2012年7月	株式会社ラボテック（千葉県市原市）を吸収合併。
2013年12月	中国上海駐在員事務所開設。
2014年4月	株式会社岡山医学検査センターの株式を取得（当社100%所有）し、子会社とする。
2014年5月	上海千麦博米楽医学検査所有限公司（中国）に出資（当時当社40%出資、現10%出資）。
2015年3月	株式会社BMLメディカルワークスが株式会社メリッツサポートシステムズを吸収合併。
2019年4月	株式会社東海細胞研究所の株式を取得（当社100%所有）し、子会社とする。
2019年10月	株式会社第一臨床医学検査センターを吸収合併。

(注) F&S事業部のF&Sとは、Food and Sanitation の略で、主として食品衛生検査を行っております。

3 【事業の内容】

当社グループは、連結子会社として(株)協同医学研究所、(株)ピーシーエルジャパン、(株)東京公衆衛生研究所、(株)ジャパンクリニカルサービス、(株)愛媛メディカルラボラトリー、(株)アレグロ、(株)BMLフード・サイエンス、(株)松戸メディカルラボラトリー、(株)日研医学、(株)オー・ピー・エル、(株)盛岡臨床検査センター、(株)BMLライフサイエンス・ホールディングス、微研(株)、(株)ラボテック、(株)第一岸本臨床検査センター、(株)九州オープンラボラトリーズ、(株)リンテック、(株)QOLセントラルラボラトリーズ、(株)BMLメディカルワークス、(株)岡山医学検査センター及び(株)東海細胞研究所の21社、持分法非適用非連結子会社として(株)地域医療サービス、(株)札幌病理検査センター、(株)札幌イムノダイアグノスティックラボラトリー、(有)セブンシステム、(有)アクティ、D P R(株)、(有)T M S 及び(株)オーエムエル、持分法非適用関連会社である(株)北里大塚バイオメディカルアッセイ研究所及び(株)中央微生物検査所で構成されております。

(株)協同医学研究所他20社は、主に、各地域の病院および診療所から一般検査および特殊検査を受託するとともに、当社に対して特殊検査を再委託しております。また、当社は、これらの会社に当社の受託した一般検査の内、緊急検査につき再委託しております。(株)地域医療サービスは(株)盛岡臨床検査センターから検体の集配を受託しております。

(株)ジャパンクリニカルサービスは、主に当社の臨床検査検体の受付、検査情報の報告処理業務および運送業務を行っております。

(株)ピーシーエルジャパン及び(株)東海細胞研究所は、病理・細胞診検査を主に当社から受託しております。また、D P R(株)は、病理・細胞診検査を主に(株)盛岡臨床検査センターより受託しております。

(株)BMLフード・サイエンスは外食産業および大型小売店等から食品・衛生検査およびコンサルティング業務を受託しております。また、当社は受託した食品検査等の再委託をしております。

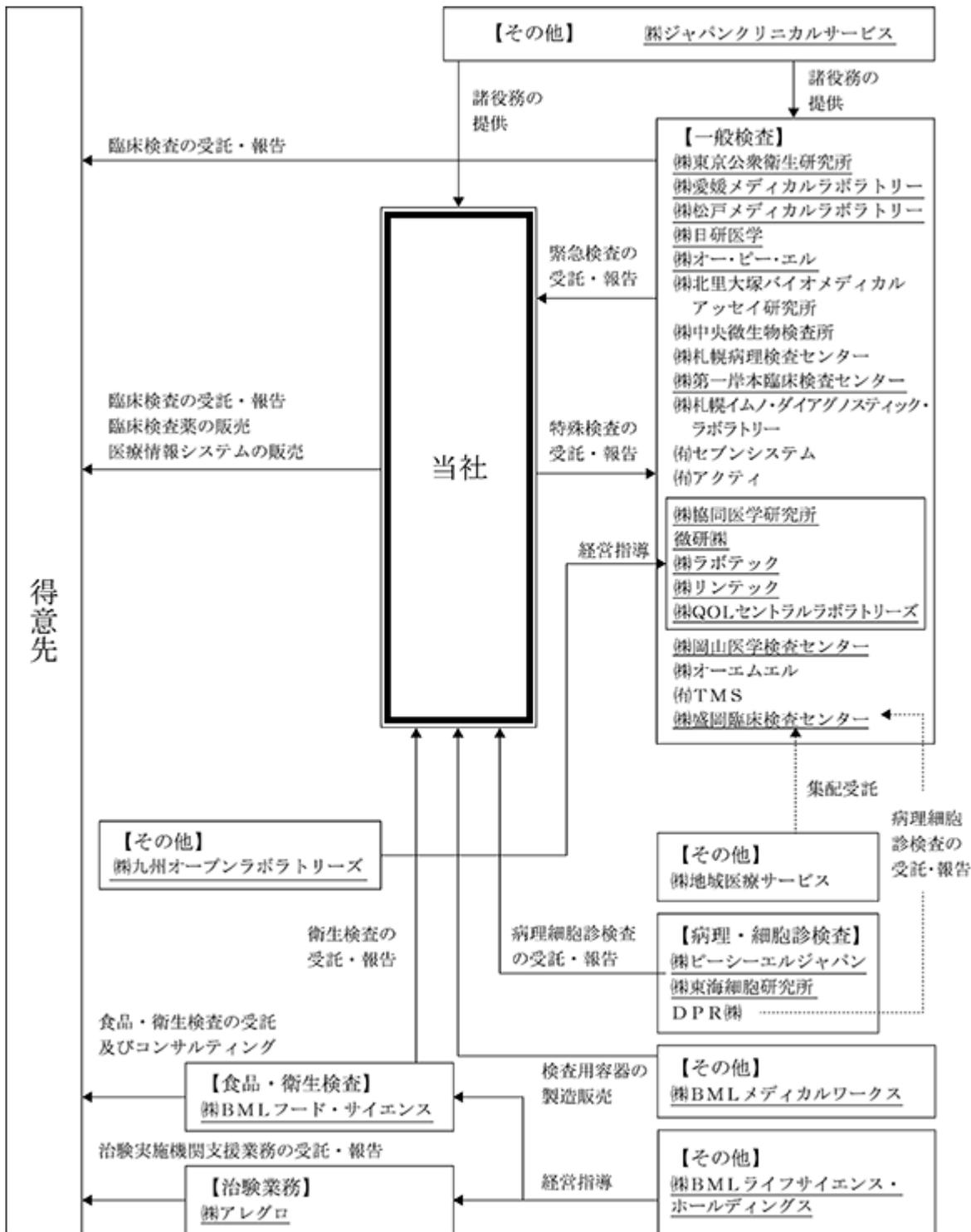
(株)アレグロは、製薬会社等より治験実施医療機関支援業務を受託しております。(株)BMLライフサイエンス・ホールディングスは(株)BMLフード・サイエンスと(株)アレグロの経営指導を行っております。

(株)BMLメディカルワークスは、検査用容器の製造等を行っております。

(株)九州オープンラボラトリーズは、(株)リンテック、(株)協同医学研究所、微研(株)、(株)ラボテック及び(株)QOLセントラルラボラトリーズの経営指導を行っております。

このように、当社グループは、臨床検査ならびにこれに関連する事業を営んでおります。

当社グループにおける各社の位置づけは、以下の図のとおりであります。



- (注) 1. 上記において下線を付した会社は、連結子会社であります。
 2. ㈱第一臨床医学検査センターは、当連結会計年度において当社に吸収合併されております。
 3. 上海千麦博米楽医学檢驗所有限公司は、当連結会計年度において当社の出資比率が減少したため、関連会社からのぞいております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有 (又は 被所有) 割合 (%)	関係内容				
					役員 の兼 任等	資金 援助 (百万 円)	営業上の 取引	設備の 賃貸借	その他
(連結子会社) 株第一岸本臨床検査センター	北海道 札幌市 東区	100	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸借	
株オー・ピー・エル	大阪府 茨木市	98	臨床検査の 受託業務	直接 51.0	有		臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸	
株岡山医学検査センター	岡山県 倉敷市	49	臨床検査の 受託業務・ 調剤薬局事 業	直接 100.0	有		臨床検査の委 託及び受託		
株松戸メディカル ラボラトリー	千葉県 松戸市	30	臨床検査の 受託業務	直接 97.0	有		臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸	
株日研医学	福井県 福井市	25	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸	
株ピーシーエル ジャパン	東京都 杉並区	20	病理・細胞 診検査	直接 100.0	有		病理・細胞診 検査の委託	不動産賃貸借	
株東京公衆衛生 研究所	東京都 文京区	20	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	有		臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸	
株愛媛メディカル ラボラトリー	愛媛県 松山市	20	臨床検査の 受託業務	直接 100.0	有		臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸借	
株ジャパクリニ カルサービス	東京都 杉並区	20	臨床検査検 体の受付・ 検査情報処 理等	直接 100.0	有		臨床検査検体 の受付及び検 査情報処理等	不動産賃貸借	
株盛岡臨床検査センター	岩手県 盛岡市	10	臨床検査の 受託業務	直接 66.3	有		臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸	
株BMLメディカル ワークス	埼玉県 川越市	10	検査用容器 の製造等	直接 100.0	有		検査用容器の 製造等	不動産賃貸借	
株東海細胞研究所	岐阜県 岐阜市	10	病理・細胞 診検査	直接 100.0	有		病理・細胞診 検査の委託		
株BMLライフサイ エンス・ホール ディングス	東京都 渋谷区	100	食品検査・ バイオリイ フサイエンスに 関する 事業	直接 65.0	有				
株九州オープンラ ボラトリーズ	福岡県 福岡市 博多区	50	臨床検査に 関する事業	直接 66.0	有				

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の 所有 (又は 被所有) 割合 (%)	関係内容				
					役員 の兼 任等	資金 援助 (百万 円)	営業上の 取引	設備の 賃貸借	その他
(連結子会社) 株アレグロ	東京都 渋谷区	30	治験実施機 関支援業務	間接 100.0 (100.0) (注)3	有			不動産賃貸	
株BMLフード・ サイエンス	東京都 新宿区	100	食品衛生検 査事業	間接 100.0 (100.0) (注)3	有		食品検査の委 託	不動産賃貸借	
株リンテック	福岡県 福岡市 博多区	224	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注)4	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸借	
微研株	鹿児島 県鹿児 島市	90	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注)4	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸借	
株協同医学研究所	福岡県 福岡市 東区	60	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注)4	有		臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸借	
株QOLセントラ ルラボラトリーズ	福岡県 福岡市 東区	10	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (100.0) (注)4	有		臨床検査の委 託及び受託	不動産賃貸借	
株ラボテック	長崎県 佐世保 市	10	臨床検査の 受託業務	間接 100.0 (51.0) (注)5	有		臨床検査の委 託及び受託	検査機器賃貸 不動産賃貸	

(注) 1 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2 議決権の所有(又は被所有)割合欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。

3 当社の子会社である株BMLライフサイエンス・ホールディングスが100%所有しております。

4 当社の子会社である株九州オープンラボラトリーズが100%所有しております。

5 当社の子会社である株九州オープンラボラトリーズが51%、当社が49%所有しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、臨床検査並びにこれに関連する事業を営んでおりますので、事業部門別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

2020年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
検査部門	2,299(1,321)
営業部門	1,205(2,606)
事務部門	563(447)
合計	4,067(4,374)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の()は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
2,259(1,577)	42.1	12.5	5,657,985

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の()は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

なお、提出会社における事業部門別の従業員数を示すと、次のとおりであります。

2020年3月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
検査部門	1,256(635)
営業部門	645(857)
事務部門	358(85)
合計	2,259(1,577)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の()は、外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(3) 労働組合の状況

提出会社は、1972年10月1日に労働組合を結成し、相互BML労働組合と称しております。なお、労使関係は安定し、円満に推移しております。

連結子会社の中に労働組合を結成している会社はありませんが、労使関係は安定し、円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営の基本方針

当社は設立以来、迅速で精度の高い検査を提供してまいりました。またその検査領域は、一般検査から特殊検査まで4,000項目に及んでおります。これは、「豊かな健康文化を創造する」との基本方針のもと、市場ニーズのキャッチ、先端技術の導入そして精度管理を積極的に推進してきた結果であります。

当社グループは今後も、臨床検査事業をメインに、この分野における「品質と生産性向上への弛まぬ挑戦」を続けることにより、持続的成長と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

特に昨今、医療制度改革が急速に進展する中で、「医療の効率化」や「質の向上」が強く求められており、当社を取り巻く経営環境も大きく変化しております。こうした環境の変化に柔軟かつスピード感のある対応を図るとともに、潮流を的確に捉えたシステム、サービスの提供により、医療のIT化に貢献する企業をめざしてまいります。

また、ISO9001および臨床検査室に特化したマネジメントシステムである「ISO15189」を取得し品質の向上を図ることと顧客満足度を高めてまいります。更に企業の社会的責任の観点から、ISO14001の取得をグループ全体に拡大することにより環境保全にも積極的に取り組んでまいりたいと考えます。

(2) 目標とする経営指標

連結売上高経常利益率 10%

連結株主資本利益率 8%

キャッシュフローの重視

(3) 中長期的な会社の経営戦略

2020年度は、第7次中期経営計画（2018年度～2020年度）の最終年にあたります。第7次中期経営計画においては、グループビジョンである『医療界に信頼され選ばれる企業をめざす』の成長期と位置づけており、第6次中期経営計画での施策を更に進化させつつ、新たな課題にも取り組んでまいります。コンセプトは「地域完結型ラボ」を最大限に活かした、各市場に合わせた営業/検査体制の充実、検査のサービスラインとして検査項目の充実、新たな検査技術への対応、トップ企業として検査品質管理（精度管理/工程管理）のさらなる向上、企業のプレゼンス向上も含め、医療界への貢献活動を活発化させることとし、更なる品質・サービスの向上を目差してまいります。また、これらを支える経営管理の強化にも取り組んでまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

企業体質の強化

受託臨床検査業界は、政府による医療制度改革や診療報酬改定など医療政策の影響や、市場が成熟している中で企業数が多いことから価格競争に陥りやすく、また業者間競争が一段と激しさを増していることから、今後も受託価格は弱含みで推移することが予測されます。

従って、こうした環境にも耐えうる強固な企業体質、収益基盤の確立が急務となります。検査受託体制については、メインラボであるBML総合研究所において、次世代シークエンサーや質量分析装置をもちいた新たな検査法の開発、ならびに更なる自動化への挑戦として細菌学検査等の分野での検討を進めてまいります。また、地域完結型ラボにおいてはユーザーサービス向上のため、検査項目の拡大を行い、結果報告の迅速化を推進してまいります。さらに、ITの分野では、電子カルテのクラウド化やユーザー向け臨床検査システムの機能向上・刷新を実施し、サービスの向上に努めてまいります。一方、特に集配業務において、報告書の電子化を推進することや検体受付処理の効率化により、固定費の低減に取り組んでまいります。これらによりさらなる品質・生産性の向上とユーザーサービスの充実を図り、臨床検査事業の競争力の強化をめざしてまいります。

企業価値向上への取り組み

企業価値向上への取り組みとして、キャリアプランの明確化、人事ローテーション・人材交流の活性化による人材育成、ならびに働きがいのある人事制度の構築・運用に取り組めます。また、従業員およびその家族の健康保持・増進を推進し、健康で働きやすい職場環境の構築を進めてまいります。さらにダイバーシティの推進として、女性のキャリア形成を目的とした各種施策の実施を一層推し進めてまいります。

新型コロナウイルスに対する取り組み

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、先行きは依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。当社グループにおいては、引き続き新型コロナウイルスの感染防止に取り組みながら、日本医療の後方支援企業としての役割を果たしていくため、多くの新型コロナウイルス感染症の検査が提供できるようキャパシティの拡大、検査体制の強化に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結会社）が判断したものであります。

(1) 当業界に対する法的規制等に関するリスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は、「臨床検査技師等に関する法律」により、衛生検査所の開設および、その設備ならびに管理組織等において規制の対象となっております。今後この法律の変更や規制強化等が実施された場合には、その遵守のため当社グループの活動の制限やコスト増加につながる可能性があります。

(2) 保険点数の改定による価格下落リスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は、大部分の検査項目について検査項目毎に診療報酬の基礎となる保険点数が定められております。この保険点数は、「健康保険法」の規定により厚生労働省が2年毎に改定することが慣例となっております。国民医療費の抑制策として、こうした診療報酬体系の変更や医療機関に対する料率引下げが実施された場合、当社グループの受託価格への影響から、業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 品質管理に伴うリスク

当社グループのメインビジネスである臨床検査事業は、精度管理が極めて重要であるため、米国CAP（米国臨床病理医薬会）の認定施設としてサーベイプログラムを運用している他、ISO15189の認証を取得して厳格な精度管理体制を敷いています。しかしながら、不測の事態により検査精度が損なわれる等の可能性があります。こうした状況で賠償請求を受ける事態が生じた場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事業戦略上のリスク

当社グループは、医療IT化のインフラである電子カルテの開発・販売等その事業確立のための投資を行っています。電子カルテを取り巻く環境の変化に当社の戦略が功を奏さずその投資が期待されるリターンをもたらさなかった場合、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報漏洩リスク

当社グループは、大量の患者個人情報及びその検査データを保有しておりますが、そのセキュリティを確保し、安心して信頼性の高い情報を利用いただくことが医療情報サービス企業としての責務と考え、情報システムセキュリティの制度であるISO27001及び個人情報の適切な取扱いを整備するプライバシーマークの認証を取得しております。しかしながら、昨今の企業情報漏洩に関する犯罪の増加と悪質化のため、こうした個人情報が流出するなどの不測の事態が生じた場合は、企業の信用失墜及び患者個人のプライバシーが侵害され、社会的制裁を受けることによる業績の悪化と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新型コロナウイルスに関する影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、先行きは依然として不透明な状況が続くものと見込まれます。当社グループは感染拡大を防止するため、衛生管理の徹底や時差出勤・在宅勤務等を実施しておりますが、さらに感染が拡大した場合、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

以上のリスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響につきましては、不確実性を含むことから予見することが困難であるため記載しておりません。なお、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象について、当社グループは「リスクマネジメント基本規程」および「リスクマネジメント推進規程」を定め、その基本方針に基づき代表取締役社長を最高責任者としてリスクマネジメント推進体制を整えて様々なリスクに対して管理を行っております。

基本方針に謳うリスクマネジメントの目的は「リスクを未然に防ぐこと」ですが、万が一危機が発生した場合は、「危機管理委員会規程」に則り組織横断的な危機管理委員会を開催して事態を沈静化させ、原因調査、対策の立案と実施、再発防止策の策定と実施を行います。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により景気は足下で大幅に下押しされ厳しい状況となりました。

このような状況のもと受託臨床検査業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により患者の受診控えが発生したと想定され、医療機関からの検査受託数が減少いたしました。また、激しい業者間競争が続いていることから事業環境は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中で、当連結会計年度の業績は、売上高120,732百万円（前期比3.1%増）、営業利益9,763百万円（前期比6.6%減）、経常利益10,211百万円（前期比6.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益6,375百万円（前期比4.1%減）となりました。

なお、第4四半期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上・利益ともに計画が未達成となりました。

以下に事業別の概況をご報告いたします。

臨床検査事業につきましては、新規ユーザー獲得の強化を図るとともに、新規検査項目、独自検査項目、重点検査項目拡販などの深耕営業を実施し、業績の拡大を図りました。また、グループ戦略として㈱東海細胞研究所の株式を取得し、本年度より同社を連結子会社といたしました。これらにより、臨床検査事業の売上高は、前期比3.3%の増収となりました。

食品検査事業につきましては、㈱BMLフード・サイエンスの食品コンサルティングでHACCPの義務化に伴うJFS規格の認証業務や店舗点検が増加しました。また、腸内細菌検査の新規ユーザー獲得も堅調に推移したことで、売上高は前期比4.8%の増収となりました。

以上の結果、検査事業の売上高は115,022百万円と前期比3.3%の増収となりました。

医療情報システム事業につきましては、クラウド版電子カルテの普及により、業者間競争が激しくなっていることなどから売上高は前期比3.4%の減収となりましたが、10月からサポートセンターの完全内製化を実施したことで、サポート体制・利益面は改善しております。また、クラウド版電子カルテにつきましては、引き続き上市に向けて準備を進めております。

その他事業につきましては、㈱岡山医学検査センターの調剤薬局事業において、診療報酬改訂（薬価）の影響はあったものの新店舗の開設に伴う売上貢献や、昨年度の西日本豪雨による影響の回復、C型肝炎高額薬剤の処方増加が売上に寄与し堅調に推移しました。この結果、その他事業全体の売上高は前期比3.0%の増収となりました。

利益面につきましては、営業利益は前期比6.6%の減益となりました。主な減益の要因は、第4四半期に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により検査受託数が減少したことや、当初より予定しておりました働き方改革への取り組みで、一部、計画よりも多く人材の採用を実施したことによるものです。さらに若年層の処遇改善、職場改善や防災対策の強化を実施しております。

当期末の連結財政状態は、総資産116,273百万円（前期末比301百万円増）、純資産80,422百万円（前期末比704百万円減）、自己資本比率65.4%（前期末比1.1%減）となっています。

主な増減項目は、資産の部では、流動資産で現金及び預金が678百万円、受取手形及び売掛金が419百万円、それぞれ減少している一方、有形固定資産で土地が494百万円、無形固定資産合計が471百万円増加しております。負債の部では、支払手形及び買掛金が739百万円増加し、未払法人税等が525百万円減少しています。

純資産の部では利益剰余金が4,713百万円増加している一方、自己株式が5,552百万円減少しております。

キャッシュ・フローの状況

当期末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ957百万円減少し、48,246百万円となりました。各活動区別のキャッシュ・フローの状況及び主な増減要因は、以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、12,771百万円の資金収入（前期比263百万円収入増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が668百万円の収入減となった一方で、売上債権の増減額（は増加）が478百万円の収入（前期は1,052百万円の支出）となったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、5,213百万円の資金支出（前期比1,272百万円支出増）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出が430百万円、有形固定資産の取得による支出が336百万円、それぞれ増加したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、8,784百万円の資金支出（前期比5,742百万円支出増）となりました。これは主に、自己株式の取得による支出が5,577百万円増加したことなどによるものです。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分		当連結会計年度	
		生産実績(百万円)	前年同期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	47,235	2.2
	血液学的検査	9,860	1.7
	免疫学的検査	24,891	3.4
	微生物学的検査	6,812	1.7
	病理学的検査	8,777	12.5
	その他検査	12,431	2.1
	(臨床検査事業計)	110,009	3.1
その他検査事業	4,903	4.5	
	検査事業小計	114,913	3.2
	医療情報システム事業	4,189	3.8
	その他事業	1,496	3.1
	合計	120,599	2.9

(注) 金額は販売価額にて算出しており、消費税等は含まれておりません。

b. 受注状況

検査の受託から報告までの所要日数が極めて短いため、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分		当連結会計年度	
		販売実績(百万円)	前年同期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	47,269	2.3
	血液学的検査	9,868	1.8
	免疫学的検査	24,908	3.5
	微生物学的検査	6,817	1.8
	病理学的検査	8,781	12.6
	その他検査	12,468	2.4
	(臨床検査事業計)	110,113	3.3
その他検査事業	4,908	4.8	
	検査事業小計	115,022	3.3
	医療情報システム事業	4,202	3.4
	その他事業	1,507	3.0
	合計	120,732	3.1

(注) 1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 総販売実績に対する売上の割合が10%以上の相手先はありません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

a. 売上高

売上高は前連結会計年度に比べ、3,603百万円増加（3.1%増収）の120,732百万円となりました。

以下に事業別の概況をご報告いたします。

臨床検査事業につきましては、新規ユーザー獲得の強化を図るとともに、新規検査項目、独自検査項目、重点検査項目拡販などの深耕営業を実施し、業績の拡大を図りました。また、グループ戦略として(株)東海細胞研究所の株式を取得し、本年度より同社を連結子会社といたしました。これらにより、臨床検査事業の売上高は、前期比3.3%の増収となりました。

食品検査事業につきましては、(株)BMLフード・サイエンスの食品コンサルティングでHACCPの義務化に伴うJFS規格の認証業務や店舗点検が増加しました。また、腸内細菌検査の新規ユーザー獲得も堅調に推移したことで、売上高は前期比4.8%の増収となりました。

以上の結果、検査事業の売上高は115,022百万円と前期比3.3%の増収となりました。

医療情報システム事業につきましては、クラウド版電子カルテの普及により、業者間競争が激しくなっていることなどから売上高は前期比3.4%の減収となりましたが、10月からサポートセンターの完全内製化を実施したことで、サポート体制・利益面は改善しております。また、クラウド版電子カルテにつきましては、引き続き上市に向けて準備を進めております。

その他事業につきましては、(株)岡山医学検査センターの調剤薬局事業において、診療報酬改訂(薬価)の影響はあったものの新店舗の開設に伴う売上貢献や、昨年度の西日本豪雨による影響の回復、C型肝炎高額薬剤の処方増加が売上に寄与し堅調に推移しました。この結果、その他事業全体の売上高は前期比3.0%の増収となりました。

b. 売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は前連結会計年度に比べ、3,580百万円増加の78,481百万円となりました。売上原価率は前連結会計年度と比べ1.1%増加の65.0%となりました。

販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べ709百万円増加の32,487百万円となりました。販売費及び一般管理費率は前連結会計年度と比べ0.3%減少の26.9%となりました。

c. 流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は76,610百万円（前連結会計年度末77,679百万円）となり、1,069百万円減少しました。主たる原因として現金及び預金が678百万円、受取手形及び売掛金が419百万円、それぞれ減少したことなどによるものです。

d. 固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は39,663百万円（前連結会計年度末38,292百万円）となり、1,370百万円増加しました。主たる原因として有形固定資産の土地が494百万円、無形固定資産合計が471百万円、それぞれ増加したことなどによるものです。

e. 負債

当連結会計年度末における負債の残高は35,850百万円（前連結会計年度末34,844百万円）となり、1,006百万円増加しました。主たる原因として、支払手形及び買掛金が739百万円増加し、未払法人税等が525百万円減少したことなどによるものです。

f. 純資産

当連結会計年度末における純資産の残高は80,422百万円（前連結会計年度末81,127百万円）となり、704百万円減少しました。主たる原因として株主資本が818百万円減少したことなどによるものです。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性にかかる情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フロー及び資本の財源及び資金の流動性については、以下のとおりであります。

g. キャッシュ・フロー

当期末における現金及び現金同等物の残高は、前期末に比べ957百万円減少し、48,246百万円となりました。各活動区別のキャッシュ・フローの状況及び主な増減要因は、以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、12,771百万円の資金収入（前期比263百万円収入増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が668百万円の収入減となった一方で、売上債権の増減額（は増加）が478百万円の収入（前期は1,052百万円の支出）となったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、5,213百万円の資金支出（前期比1,272百万円支出増）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出が430百万円増加、有形固定資産の取得による支出が336百万円、それぞれ増加したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、8,784百万円の資金支出（前期比5,742百万円支出増）となりました。これは主に、自己株式の取得による支出が5,577百万円増加したことなどによるものです。

h. 資金需要

当社グループの運転資金需要のうち主たるものは、当社グループが検査を行うために使用する試薬及び容器の購入のほか、製造活動及び一般管理活動に伴う人件費ならびに経費等の営業費用によるものであります。

i. 財務政策

当社グループは、現在運転資金については営業キャッシュ・フローで賄うことを目標としております。借入れによる資金調達に関しましては、運転資金について期限一年以内の短期借入金で調達することが一般的であります。生産設備などで資金に不足が生じた場合には原則として長期借入金で賄うこととしております。

当社グループは、その健全な財政状態、営業活動によりキャッシュ・フローを生み出すことにより、借入金に関しては設備投資資金充当後の余剰資金を順次返済に充てて借入金残高を減少させることにしております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、重要な会計方針等については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」において記載しております。また、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記情報（追加情報）」において記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

重要性が乏しいと考えられることから、記載を省略いたします。

5 【研究開発活動】

当社グループにおきましては、検査事業において、臨床検査の検査技術に係る研究開発活動を提出会社及び一部の連結子会社において集中的に行っております。その活動内容は次のとおりであります。

当連結会計年度の研究開発活動の成果として、独自に開発した3つの検査の受託開始がありました。

1 つめは、MLPA法によるLDLR遺伝子変異解析とダイレクトシーケンスによるFH遺伝子単一部位解析です。

家族性高コレステロール血症（familial hypercholesterolemia: FH）は、高LDLコレステロール（LDL-C）血症、腱・皮膚黄色腫、早発性冠動脈疾患を主徴とする遺伝性疾患です。当社では、従来次世代シーケンス（NGS）による関連遺伝子の全領域解析とともに、MLPA法によるLDLR遺伝子構造変異の検出が可能となりました。また、FH遺伝子単一部位解析は、原因遺伝子変異部位がすでに同定されている発端者の家族を対象に、ダイレクトシーケンス法による対象変異の単一部位解析を行います。これらの新規検査は2019年5月から受託を開始し、FHの診断ならびにその家族の保因者を発見することで、早期治療の開始や冠動脈疾患の予防に繋がる情報を提供できるようになりました。

2 つめは、先天性赤血球形成異常性貧血（CDA）の遺伝子解析です。

先天性赤血球形成異常性貧血（congenital dyserythropoietic anemia: CDA）は、慢性的な貧血と黄疸を主な症状とする血液の病気であり、難病指定されています。これまで、臨床所見だけでの確定診断は困難でしたが、CDAN1、SEC23BおよびKLF1などの責任遺伝子の変異を調べることでより確実な診断が可能となりました。当社は、名古屋大学小児科との技術連携により、保険適用が可能な次世代シーケンス（NGS）による遺伝学的検査の受託を2019年5月から開始しております。

3 つめは、骨髄微小残存病変量測定の遺伝子再構成の同定検査およびモニタリング検査です。

急性リンパ性白血病（ALL）において、免疫遺伝子再構成を用いた定量的PCR法による骨髄微小残存病変量の測定は、独立した予後因子として確立されており、治療強度の判断や造血幹細胞移植の適応選択に有用です。本検査は、診断時にスクリーニングとして遺伝子再構成の同定検査を行い、免疫遺伝子再構成の塩基配列を決定して患者特異的なプライマーを作製した後、モニタリング検査で診断時の患者DNAを基準とした微小残存病変を定量的に測定します。当社は、2019年2月に日本小児血液・がん学会より本検査の実施可能施設の認定をいただき、国立病院機構名古屋医療センターとの連携により2019年6月から一般受託を開始しております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は284百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資につきましては、5,630百万円を実施しました。

このうち主なものは自動分析装置等の検査機器やソフトウェアであります。

なお、当連結会計年度中に生産能力に重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
BML総合研究所 埼玉営業所 (埼玉県川越市)	検査設備 管理設備 営業設備	2,834	153	1,696	3,185 (34,904)	88	7,958	881 [510]
北海道地区	検査設備 営業設備	153		23	388 (10,849)	63	629	132 [22]
東北地区	検査設備 営業設備	18	2	55		160	236	80 [148]
関東地区	検査設備 営業設備	1,089	7	174	908 (5,000)	805	2,984	557 [236]
中部地区	検査設備 営業設備	210	1	43	113 (3,491)	426	795	63 [139]
東海地区	検査設備 営業設備	69	2	119		148	340	102 [122]
近畿地区	検査設備 営業設備	112	1	52	428 (1,014)	147	741	133 [129]
中国地区	検査設備 営業設備	14	5	43		56	119	38 [77]
四国地区	検査設備 営業設備	18	1	9		56	85	30 [60]
九州地区	検査設備 営業設備	43	0	59	122 (3,127)	305	530	124 [124]
本社他	管理設備 営業設備	1,729	8	46	5,202 (18,702)		6,987	119 [10]
計		6,295	182	2,324	10,348 (77,090)	2,258	21,409	2,259 [1,577]

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
(株)協同医学研究所 (福岡県福岡市東区)	検査設備 管理設備 営業設備	103	0	7	240 (4,917)	119	471	54 [251]
(株)アレグロ (東京都渋谷区)	管理設備 営業設備	0		0			1	14 [0]
(株)ピーシーエル ジャパン (東京都杉並区)	検査設備 管理設備 営業設備	171	0	523	70 (148)		765	197 [114]
(株)東京公衆衛生 研究所 (東京都文京区)	検査設備 管理設備 営業設備	26		50	425 (486)	93	595	43 [12]
(株)愛媛メディカル ラボラトリー (愛媛県松山市)	検査設備 管理設備 営業設備	13	0	69			82	19 [38]
(株)ジャパンクリニ カルサービス (東京都杉並区)	管理設備 営業設備	43		1	199 (920)		244	161 [1,187]
(株)BMLフード・ サイエンス (東京都新宿区)	検査設備 管理設備 営業設備	380		200	202 (3,328)		783	211 [142]
(株)松戸メディカル ラボラトリー (千葉県松戸市)	検査設備 管理設備 営業設備	0		2		9	11	17 [9]
(株)日研医学 (福井県福井市)	検査設備 管理設備 営業設備	13	0	30	75 (1,095)	20	138	33 [41]
(株)オー・ピー・エ ル (大阪府茨木市)	検査設備 管理設備	36		4		33	75	68 [49]
(株)盛岡臨床検査 センター (岩手県盛岡市)	検査設備 管理設備 営業設備	103	0	117	185 (10,311)	0	406	84 [63]
微研(株) (鹿児島県鹿児島 市)	検査設備 管理設備 営業設備	1	1	24			27	38 [70]
(株)ラボテック (長崎県佐世保市)	検査設備 管理設備 営業設備	1	0	2			3	18 [28]
(株)第一岸本臨床検 査センター(北海 道札幌市東区)	検査設備 管理設備 営業設備	964	0	184	1,099 (199,325)	413	2,662	432 [381]

会社名 (所在地)	設備の内容	設備の種類別の帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産		合計
(株)リンテック (福岡県福岡市博 多区)	検査設備 管理設備 営業設備	129		60	205 (2,491)	30	425	71 [119]
(株)QOLセントラ ルラボラトリーズ (福岡県福岡市東 区)	検査設備 管理設備	55		46		83	185	59 [31]
(株)BMLメディカ ルワークス(埼玉 県川越市)	検査設備 管理設備	32	0	26	164 (9,306)		224	15 [123]
(株)岡山医学検査セ ンター(岡山県倉 敷市)	検査設備 管理設備 営業設備	432	0	183	249 (4,856)	0	866	245 [126]
(株)東海細胞研究所 (岐阜県岐阜市)	検査設備 管理設備 営業設備	90		15	89 (1,784)	3	199	29 [13]
計		2,601	2	1,550	3,208 (238,972)	809	8,171	1,808 [2,797]

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 上記以外に土地・建物の一部を賃借しております。年間賃借料は1,700百万円であります。賃借している土地の面積は14,816㎡であります。

3 従業員数は就業人員であり、[]は外書で臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	118,800,000
計	118,800,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	44,014,726	44,014,726	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	44,014,726	44,014,726		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2008年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9
新株予約権の数(個)	4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2008年10月18日～2028年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、2008年10月18日から2028年6月27日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者が2027年6月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2027年6月28日から2028年6月27日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

b. 会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2006年11月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 5
新株予約権の数(個)	3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2006年12月5日～2026年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、2006年12月5日から2026年6月29日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者が2025年6月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2025年6月30日から2026年6月29日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
 新株予約権を行使することができる期間
 本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 新株予約権の取得条項
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 その他の新株予約権の行使の条件
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2007年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 5
新株予約権の数(個)	3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2007年10月13日～2027年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、2007年10月13日から2027年6月28日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 上記に関わらず、新株予約権者が2026年6月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2026年6月29日から2027年6月28日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2008年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 4
新株予約権の数(個)	7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2008年10月18日～2028年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2020年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 2 新株予約権者は、2008年10月18日から2028年6月27日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が2027年6月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2027年6月28日から2028年6月27日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を助案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

c. 会社法第238条および第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2009年9月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社執行役員 3
新株予約権の数(個)	16
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2009年10月15日～2029年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、2009年10月15日から2029年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
上記に関わらず、新株予約権者が2028年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2028年10月1日から2029年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を助案の上、合理的に決定される数とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 新株予約権の取得条項
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 その他の新株予約権の行使の条件
 本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2010年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 3
新株予約権の数(個)	18
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2010年10月20日～2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、2010年10月20日から2030年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
 上記に関わらず、新株予約権者が2029年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2029年10月1日から2030年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2011年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 3
新株予約権の数(個)	20 [19]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 4,000 [3,800]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2011年10月19日～2031年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、2011年10月19日から2031年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者が2030年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2030年10月1日から2031年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2012年10月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 当社執行役員 3
新株予約権の数(個)	39 [35]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,800 [7,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2012年11月17日～2032年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 2 新株予約権者は、2012年11月17日から2032年10月31日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者が2031年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2031年11月1日から2032年10月31日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2013年9月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 4
新株予約権の数(個)	36 [30]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,200 [6,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2013年10月12日～2033年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 2 新株予約権者は、2013年10月12日から2033年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が2032年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2032年10月1日から2033年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を助案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2014年9月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社執行役員 5
新株予約権の数(個)	28 [25]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,600 [5,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2014年10月16日～2034年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 2 新株予約権者は、2014年10月16日から2034年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が2033年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2033年10月1日から2034年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2015年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社執行役員 5
新株予約権の数(個)	34 [32]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,800 [6,400]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2015年10月16日～2035年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、2015年10月16日から2035年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者が2034年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2034年10月1日から2035年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を助案の上、合理的に決定される数とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記

に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とす

る。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

決議年月日	2016年11月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社執行役員 5
新株予約権の数(個)	27 [25]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,400 [5,000]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 200 (1株当たり 1)
新株予約権の行使期間	2016年11月29日～2036年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)1
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 2 新株予約権者は、2016年11月29日から2036年10月31日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者が2035年10月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合には、2035年11月1日から2036年10月31日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年9月1日 (注)	22,007,363	44,014,726		6,045		6,646

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		31	24	54	187	1	4,731	5,028	
所有株式数 (単元)		67,702	926	133,466	105,776	1	132,230	440,101	4,626
所有株式数 の割合(%)		15.383	0.210	30.326	24.034	0.000	30.045	100.000	

(注) 自己株式3,393,015株は、「個人その他」に33,930単元、「単元未満株式の状況」に15株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(株)ビーエムエル企画	東京都練馬区東大泉3-27-8	9,380	23.09
近藤健介	東京都練馬区	3,571	8.79
大塚製薬(株)	東京都千代田区神田司町2-9	2,000	4.92
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,590	3.91
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,142	2.81
近藤シゲ	東京都練馬区	1,080	2.65
ステート ストリート クライアント オムニバス アカウント OM44 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O.BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS02105-1631 (東京都中央区日本橋3-11-1)	886	2.18
第一生命保険(株) (常任代理人 資産管理サービス信託銀行(株))	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	878	2.16
(有)エステート興業	東京都練馬区東大泉3-27-8	779	1.91
(有)マトバリース	東京都練馬区東大泉3-27-8	762	1.87
計		22,070	54.32

- (注) 1 所有株式数の千株未満は、切り捨てております。
2 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。
3 当社は、自己株式3,393千株を保有しておりますが、上表からは除いております。
4 日本マスタートラスト信託銀行(株)及び日本トラスティ・サービス信託銀行(株)の所有株式は、すべて信託業務に係わる株式であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,393,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,617,100	406,171	
単元未満株式	普通株式 4,626		
発行済株式総数	普通株式 44,014,726		
総株主の議決権		406,171	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式15株が含まれています。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビー・エム・エル	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 21 3	3,393,000		3,393,000	7.70
計		3,393,000		3,393,000	7.70

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2019年11月8日)での決議状況 (取得期間2019年11月1日～2020年1月31日)	2,200,100	6,136
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	2,000,000	5,578
残存決議株式の総数及び価額の総額	200,100	558
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	9.1	9.1
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	9.1	9.1

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	61	0
当期間における取得自己株式		

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)	12,600	16	3,600	7
その他(譲渡制限付株式の付与)	11,909	9		
保有自己株式数	3,393,015		3,389,415	

(注) 当期間における保有自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。安定的な経営基盤の確保と資本利益率の向上に努めるとともに、配当につきましては、安定配当の維持・継続を基本方針としつつ、連結業績に応じた配当水準の向上に努めてまいります。内部留保資金につきましては、検査体制の拡充や効率化のための設備投資及び将来の成長に向けた戦略投資に有効活用していく予定であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当期につきましては、中間配当20.0円を実施しておりますが、期末配当については普通配当20.0円に、創立65周年記念配当5.0円を併せて25.0円とし、年間では1株45.0円の配当を行います。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月8日 取締役会決議	852	20.0
2020年6月26日 定時株主総会決議	1,015	25.0

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「医療界に信頼され選ばれる企業」を目指し、企業の持続的な成長と価値の向上に努めてまいります。これらを実現するため、コーポレートガバナンスの強化を重要な経営課題と位置づけており、意思決定の透明性とスピードを高め、マネジメント機能の強化を図り、事業環境の変化に迅速に対応してまいります。

当社は監査役会設置会社の形態のもと、執行役員制度を導入し業務執行のスピードを高めるとともに、取締役会と監査役会により、執行役員の職務執行の監督および監査を行っております。また、複数名の社外取締役・社外監査役を選任し、取締役会の監督機能強化と監査役会の監査機能強化を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の取締役会は、代表取締役社長 近藤健介が議長を務めており、その他のメンバーは代表取締役 荒井信貴、取締役 千喜良真人、取締役 中川雅夫、取締役 榎本聡、取締役 武部憲尚、取締役 奈良部安、取締役 大澤英明、社外取締役 関谷紘一、社外取締役 近藤俊之、社外取締役 寄高由季子の取締役11名（うち3名は社外取締役。社内取締役8名は執行役員を兼務）で構成され、定時取締役会は原則として3ヶ月に1回以上開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催します。取締役会では、法令・定款に定められた事項の他、取締役会規程に基づき重要な事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

なお、取締役会の機能強化（意思決定・監督）、迅速な意思決定と機動的な業務執行による競争力の強化を目的として、2004年6月より執行役員制度を導入しております。事業を的確かつ迅速に運営できる執行体制を確立するために、権限の委譲された執行役員が業務執行に当たり、取締役は執行役員会に出席するほか、各執行役員から業務執行状況の報告を受けることで経営監督を行い、取締役会において重要な経営方針の決定及び報告を行っております。

当社は監査役会制度を採用しております。監査役 森下健一、社外監査役 加々美博久、社外監査役 徳尾野信成の3名（常勤監査役1名及び非常勤監査役2名）で構成され、うち2名が社外監査役であります。監査役会は、毎月の定例監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行う他、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

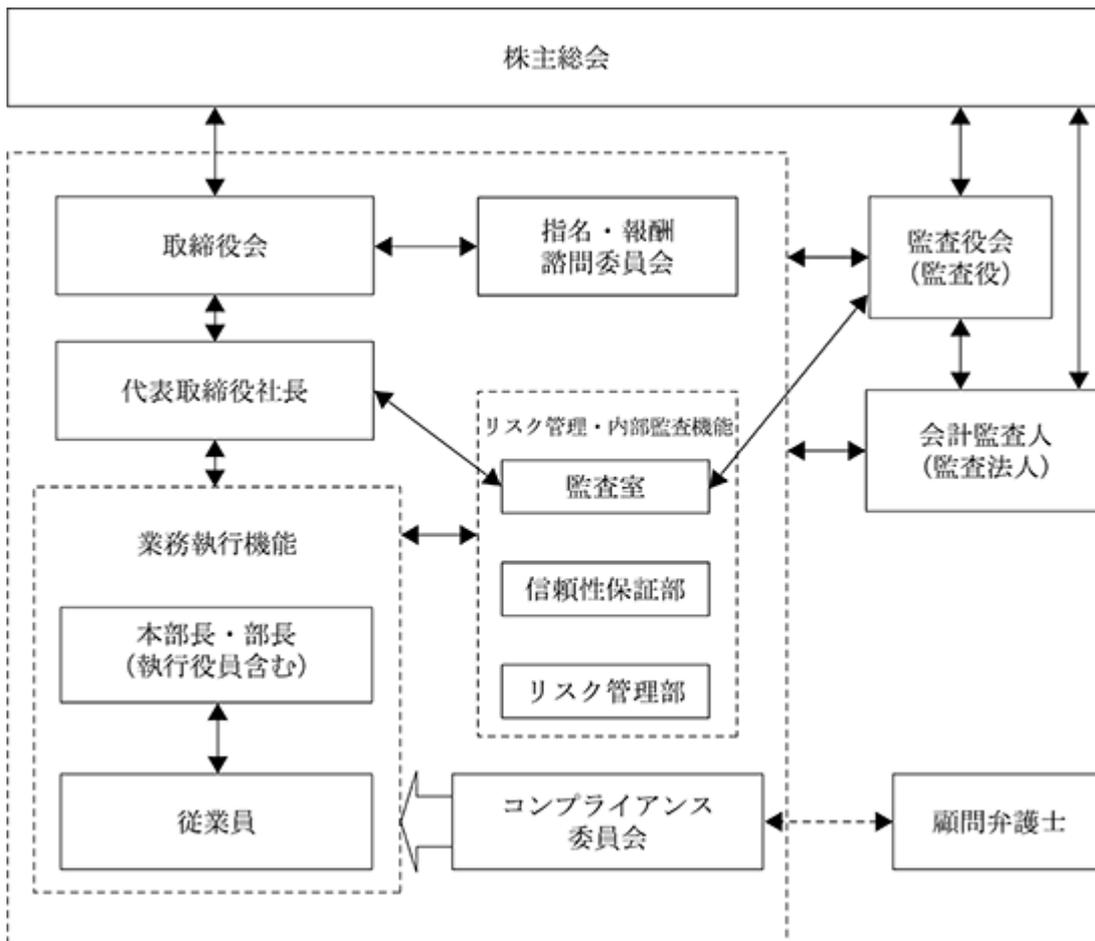
指名・報酬諮問委員会は、代表取締役及び独立社外役員により構成し、その過半数は独立社外役員といたします。指名・報酬諮問委員会は、取締役及び監査役の選任及び解任に関する株主総会議案の原案、取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会議案の原案、その他取締役会から諮問を受けた事項について審議し、意見を取りまとめ、取締役会に報告いたします。

コンプライアンス委員会は、委員長、事務局長各1名並びに委員若干名を置き、委員長は代表取締役社長が任命し、事務局長にはリスク管理部長が就任することとなっております。コンプライアンス委員会は原則として3ヶ月に1回開催する他、必要に応じて随時招集することができ、会社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス意識の徹底や研修の実施等を分掌することとなっております。

また、関係会社を含めた全部門を対象に内部監査を実施する部署として、社長直轄に監査室（専任者5名）を設置し、内部統制の有効性と業務執行の状況について監査を実施しております。

こうしたガバナンスシステムの改革と定着を図ることで、取締役会を含む当社の経営組織・意思決定機関をより戦略的・機動的なものとし、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。これらにより当社の業務の適正が確保されていると考え、現在の体制を選択しております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制図は以下のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

i) 内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社のすべての役員、正社員、および非正規従業員（以下「社員等」という。）が、法令を遵守し、公正で透明性の高い企業活動を遂行するために『コンプライアンス規程』を定めており、あわせて社員等が遵守すべき行動規範を示した『BMLグループ コンプライアンスマニュアル』に基づき、研修等を通じて社員等への意識徹底に努めている。

コンプライアンス委員会は、グループ会社を含む横断的なコンプライアンス体制を統括するものとし、その整備および問題点の抽出に努めるとともに、社内通報制度「コンプライアンスポスト」を運営する。

コンプライアンスの監査は、当社の内部監査部門が実施する。

さらに当社は、反社会的勢力および団体とは一切の関わりを持たず、このような勢力には毅然とした態度で臨むものとする。また警察署や関連団体との連携を通じ、反社会的勢力排除のための体制整備を強化する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、『文書管理規程』のほか、『機密情報保護規程』、『個人情報保護基本規程』およびそれらに関する基準、マニュアル等に従い、文書または電磁媒体に記録して適切に管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、BMLグループのRM（リスクマネジメント）基本方針を定め、その実行のため『リスクマネジメント基本規程』に基づきRMシステムを構築する。すなわち、リスク管理担当取締役の下に全社的ネットワークを組成し、それを有効に機能させることにより、個々のリスクを継続的に監視するとともに、万一有事発生時には、迅速かつ適切に対処できる体制を整備する。

また、リスクを一元的に管理する部署としてリスク管理部（部内に知財・法務室を置く。）を設置し、リスクの予防および分析に関する業務を行う。

RMシステムの監査は、当社の内部監査部門が実施する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を採用し、経営方針の決定および業務執行の監督を行う取締役と業務執行を担う執行役員に分離し、その責任を明確化するとともに、取締役会の効率化および意思決定の迅速化を図る。

取締役会は、社員等が共有する全社的目標として中期経営計画および年次事業計画を策定し、社長以下執行役員は、その達成に向けて職務を執行するものとする。

(e) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社に対する全般的な管理方針および管理組織について定める『関係会社管理規程』を制定し、円滑な業務運営のための適正な運用を図る。

また、情報交換の場として関係会社会議を定期的開催する。

コンプライアンス体制およびリスク管理体制については、当社規程に則り、グループ体による企業集団としての整備を行う。

上記に係るグループ関係会社の監査は、当社の内部監査部門が実施する。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、

及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役と協議のうえ、補助すべき使用人を指名するものとする。

当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役会へ報告を行う。

(h) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、監査上の重要課題等について意見交換を行い、また職務遂行にあたり、内部監査部門と緊密に連携することができる。

監査役は、会計監査人と会合をもち、必要に応じて会計監査上の重要事項について説明を求めることができる。

ii) リスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、原則として3ヶ月ごとに1回開催し、リスクの評価、対策等、広範的なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

iii) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

上記i)(e)に記載したとおりです。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法425条第1項に定める最低責任限度額としております。

取締役の定数

当社の取締役は16名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株

主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨およびその決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

解任決議について、会社法第341条の規定により、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行われます。

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ロ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 13名 女性 1名 (役員のうち女性の比率7.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	近藤 健介	1966年9月18日生	1986年10月 有限会社マトバリース代表取締役(現任) 1994年5月 医師免許取得 1994年6月 当社取締役 1995年8月 有限会社エステート興業代表取締役社長(現任) 1998年8月 株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長(現任) 2004年6月 当社取締役退任、執行役員医療学術担当 2006年6月 当社取締役執行役員医療学術担当 2011年10月 当社取締役執行役員先端技術開発本部長兼営業統括本部副本部長 2013年4月 当社取締役執行役員管理本部副本部長 2014年1月 当社代表取締役社長(現任) 2014年6月 株式会社九州オープンラボラトリーズ代表取締役会長 2014年6月 株式会社QOLセントラルラボラトリーズ代表取締役会長 2014年6月 株式会社協同医学研究所代表取締役会長(現任) 2014年6月 株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長(現任) 2016年6月 株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長(現任) 2016年6月 株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長(現任) 2017年6月 株式会社ビーシーエルジャパン代表取締役会長(現任) 2018年6月 株式会社ジャパנקリニカルサービス代表取締役会長(現任)	(注) 3	3,571

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
<p>代表取締役 管理本部長兼 信頼性保証部担当兼 BML総合研究所長兼 海外事業室長</p>	<p>荒井信貴</p>	<p>1960年3月30日生</p>	<p>1989年5月 医師免許取得 1989年5月 富山大学付属病院勤務 2005年6月 当社社外監査役 2007年4月 医療法人社団慶成会青梅慶友病院診療部長 2009年6月 当社取締役 2009年12月 当社取締役常務執行役員BML総合研究所長 2012年7月 当社取締役常務執行役員総研検査本部長兼BML総合研究所長 2013年4月 当社取締役常務執行役員総研検査本部長兼先端技術開発本部長兼BML総合研究所長 2014年1月 当社取締役常務執行役員検査統括本部長兼BML総合研究所長 2015年6月 当社取締役専務執行役員営業統括本部担当兼BML総合研究所長 2017年2月 当社取締役専務執行役員企画本部長兼BML総合研究所長 2017年6月 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長 2018年6月 当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長 2020年4月 当社代表取締役専務執行役員管理本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員管理本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長(現任)</p>	<p>(注) 3</p>	<p>66</p>

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 システム本部長兼 電子カルテ部長	千喜良真人	1955年5月25日生	1979年7月 当社入社 1996年2月 当社システム本部システム部長 1998年8月 当社システム本部副本部長 2008年6月 当社執行役員システム本部副本部長 2012年6月 当社取締役執行役員システム本部副本部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員システム本部長兼電子カルテ部長(現任)	(注)3	5
取締役 検査統括本部長兼 サテライト検査本部長	中川雅夫	1955年1月30日生	1979年4月 当社入社 2005年11月 当社サテライトマネジメント部長 2007年7月 株式会社東京公衆衛生研究所取締役検査部長 2009年6月 当社サテライトマネジメント部長 2012年7月 当社執行役員サテライト検査本部副本部長 2013年2月 当社執行役員サテライト検査本部長 2014年6月 当社取締役執行役員サテライト検査本部長 2015年6月 当社取締役常務執行役員検査統括本部長兼サテライト検査本部長(現任)	(注)3	2
取締役 特命事項担当兼 リスク管理部担当	榎本 聡	1961年5月28日生	1984年4月 株式会社日本交通公社(現株式会社JT B)入社 2008年4月 当社入社、管理本部副本部長 2009年6月 当社総務部長 2013年6月 当社販売管理部長 2014年1月 当社販売管理部長兼経理部長 2014年6月 当社執行役員販売管理部長兼経理部長 2015年4月 当社執行役員管理本部副本部長 2015年6月 当社執行役員管理本部副本部長兼人事部長 2016年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼人事部長 2018年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼人事部長兼リスク管理部担当 2019年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼リスク管理部担当 2020年4月 当社取締役執行役員特命事項担当兼リスク管理部担当(現任)	(注)3	2

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 企画本部長兼 経営企画部長兼 販売管理部長兼 経理部長	武部 憲尚	1962年4月28日生	1987年4月 株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 2013年4月 同行横浜支店長 2015年4月 当社入社、販売管理部長兼経理部長 2015年6月 当社関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 2015年10月 当社経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 2016年4月 当社執行役員経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 2016年6月 当社取締役執行役員企画本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業部長兼販売管理部長兼経理部長 2016年6月 株式会社アレグロ代表取締役社長 2019年4月 当社取締役執行役員企画本部副本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長 2020年4月 当社取締役執行役員企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長(現任)	(注)3	2
取締役 総研検査本部長兼 第一検査部長兼 第二検査部長兼 第四検査部長兼 試薬部長兼 業務管理部長	奈良 部安	1959年7月20日生	1982年4月 当社入社 2012年4月 当社自動分析部長 2014年4月 当社総研検査本部長兼第二検査部長兼細菌検査部長兼業務管理部長 2015年6月 当社執行役員総研検査本部長兼検査企画部長兼第一検査部長兼第二検査部長兼第四検査部長兼細菌検査部長兼試薬部長兼業務管理部長 2018年6月 当社取締役執行役員総研検査本部長兼第一検査部長兼第二検査部長兼第四検査部長兼試薬部長兼業務管理部長(現任)	(注)3	4
取締役 営業統括本部長兼 提案企画部長兼 予防医学営業部長兼 医薬治験営業部長	大澤 英明	1964年2月13日生	1986年9月 当社入社 2001年6月 当社臨床検査営業部第1営業部長 2008年7月 当社近畿営業部長 2010年6月 株式会社ジャパン・クリニカルサービス代表取締役 2015年6月 当社営業統括本部副本部長 2016年4月 当社執行役員営業統括本部副本部長兼東京支社長 2018年7月 当社執行役員営業統括本部副本部長兼関東支社長 2019年6月 当社取締役執行役員営業統括本部副本部長兼提案企画部長 2020年4月 当社取締役執行役員営業統括本部長兼提案企画部長 2020年6月 当社取締役執行役員営業統括本部長兼提案企画部長兼予防医学営業部長兼医薬治験営業部長(現任)	(注)3	2

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役	関谷 紘一	1945年6月6日生	1970年4月 2000年11月 2004年3月 2005年6月 2006年1月 2018年6月	昭和電工株式会社入社 同社参与本社生産技術本部生産技術部長 同社執行役員化学品事業部門ガス・化成品事業部長 同社執行役員化学品事業部門化学品生産本部長 昭和エンジニアリング株式会社代表取締役社長 当社社外取締役(現任)	(注)3	0
取締役	近藤 俊之	1946年10月24日生	1976年7月 1980年4月 1990年9月 1995年7月 2006年4月 2011年4月 2013年1月 2019年6月	医師免許取得 厚生省保険局医療課、同統計情報部衛生統計課 株式会社エスアールエル入社 同社代表取締役社長 千葉県病院局長 地方独立行政法人宮城県立病院機構理事(現任) 特定非営利活動法人VHJ機構専務理事 当社社外取締役(現任)	(注)3	
取締役	寄高由季子	1964年7月9日生	1987年4月 2016年4月 2017年4月 2020年4月 2020年6月	株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 同行執行役員人事部研修所長兼SMBCラーニングサポート株式会社代表取締役社長 同行執行役員人事部研修所長兼SMBCラーニングサポート株式会社代表取締役社長兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員人事部研修所長 同行執行役員人事部副担当役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員人事部副担当役員(現任) 当社社外取締役(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	森下 健一	1958年8月6日生	1985年3月 当社入社 2008年4月 当社人事部副部長 2014年4月 当社関連事業部長 2015年6月 株式会社オー・ピー・エル取締役管理部長 2017年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	0
監査役	加々美 博久	1954年7月13日生	1983年4月 裁判官任官 1993年4月 東京地裁判事任官 1995年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 2001年10月 西内・加々美法律事務所パートナー 2008年6月 日東工器株式会社社外監査役(現任) 2010年4月 慶應義塾大学法科大学院非常勤講師 2012年10月 ウエルシアホールディングス株式会社社外監査役(現任) 2013年6月 当社社外監査役(現任) 2013年9月 加々美法律事務所長(現任)	(注)4	0
監査役	徳尾野 信成	1954年3月9日生	1976年4月 東京国税局入局 2012年7月 東京上野税務署長 2013年7月 東京国税局調査第四部長 2014年7月 東京国税局退官 2014年8月 税理士登録 2014年8月 徳尾野信成税理士事務所長(現任) 2015年8月 株式会社ダイナム社外監査役(現任) 2017年6月 当社社外監査役(現任) 2018年5月 株式会社東天紅社外監査役(現任)	(注)4	1
計					3,660

- (注) 1 取締役 関谷紘一、近藤俊之及び寄高由季子は、社外取締役であります。
- 2 監査役 加々美博久及び徳尾野信成は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役任期は、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化および意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。
執行役員は16名で、上記の兼務執行役員8名及び山口敏和、近藤正巳、柴田健治、武井勝明、木越浩之、青野道博、矢野間載洋、山下祐二で構成されております。
- 6 各役員の所有する当社株式の数にはBMLグループ役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
- 7 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選出しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
野原 俊介	1979年11月11日生	2006年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 光和総合法律事務所入所	
		2015年8月 Kelvin Chia Partnership入所	
		2016年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録	
		2016年10月 光和総合法律事務所パートナー(現任)	

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役3名を選任し、社外監査役2名による監査を実施しており、経営の客観性及び中立性という観点からの経営監視機能は果たされていると考えております。

独立役員として指定している社外取締役関谷紘一氏は、重要な兼職はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。社外取締役近藤俊之氏は、地方独立行政法人宮城県立病院機構理事であります。当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。社外取締役寄高由季子氏は、株式会社三井住友銀行執行役員及び株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員であります。いずれの法人とも当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。社外監査役加々美博久氏は、加々美法律事務所長及び日東工器株式会社社外監査役及びウエルシアホールディングス株式会社社外監査役であります。いずれの法人とも当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。社外監査役徳尾野信成氏は、徳尾野信成税理士事務所長及び株式会社ダイナム社外監査役並びに株式会社東天紅社外監査役であります。いずれの法人とも当社との間に重要な関係はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。

また、社外取締役及び社外監査役は、監査体制の中立性および独立性を一層高める目的を持って選任され、その独立性、人的影響力等を踏まえ、中立の立場から客観的に監査意見を表明することが特に期待されております。なお、当社は社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準を定めており、取締役会及び監査役会において、会社との関係、経営者および主要な職員との関係等を勘案し、独立性に問題がないことを確認しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との関係は、内部監査は監査室が行っており、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、監査室は監査役とも密接な連携をとっており、監査役は、内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べる他、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。監査役3名は独立機関としての立場から、適正な監視を行うため定期的に監査役会を開催し、打ち合わせを行い、また、会計監査人を含めた積極的な情報交換により連携をとっております。

監査室、監査役会及び会計監査人は、必要に応じて情報交換等を行い、相互の連携を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。

常勤監査役 森下健一氏は、当社の人事部長や関連事業部長を歴任後、2017年6月より現職に就任し、幅広い見識と豊富な経験を有しております。社外監査役 加々美博久氏は、弁護士としての高度な専門的知識を有しております。また、社外監査役 徳尾野信成氏は、税理士としての高度な専門的知識を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
森下 健一	13回	13回
加々美博久	13回	13回
徳尾野信成	13回	13回

監査役会における主な検討事項として、監査方針・監査計画の協議決定を行い、これに基づいた監査実施状況及び結果についての報告があります。具体的には、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守についての監査などがあります。

また、常勤の監査役の活動として、定時取締役会及び臨時取締役会の出席、その他重要な社内会議への出席、議事録・関連資料の事前閲覧（事前監査）、関係者へのヒアリング等を行っております。

内部監査の状況

当社は、関係会社を含めた全部門を対象に内部監査を実施する部署として、社長直轄に監査室（専任者5名）を設置しております。

内部監査は監査室が行っており、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、監査室は監査役とも密接な連携をとっており、監査役は内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。

監査室、監査役会及び会計監査人は、必要に応じて情報交換等を行い、相互の連携を高めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士

伊集院 邦光

佐野 明宏

d. 監査業務にかかる補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他14名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針としては、独立性、専門性及び当監査法人の規模、監査体制等を総合的に勘案して選定することとしております。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	49		50	1
連結子会社				
計	49		50	1

当社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用準備に関する助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

取締役の報酬限度額は、2000年6月29日開催の第45回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人分給与は含まれない）と決議し、また別枠として2006年6月29日開催の第51回定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内と決議いただいております。これらに加えて、2017年6月29日開催の第62回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額を年額50百万円以内と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、1990年8月27日第35回開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

取締役の報酬は、報酬等の公平性・客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経て取締役会で報告し、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が報酬額を決定します。監査役個々の報酬につきましては、監査役会の協議により決定しております。

イ．指名・報酬諮問委員会の手続きの概要

指名・報酬諮問委員会においては、取締役会の諮問により、当社と同規模の国内上場会社の役員報酬との比較検討を行いながら、当社の業績等を勘案して、固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬について審議を行い、取締役会に答申します。これを受けて取締役会は決議を行い、委任を受けた代表取締役社長が報酬総額及び個人別報酬額を最終的に決定いたします。

ロ．当事業年度における取締役会及び指名・報酬諮問委員会の活動状況

当社は、取締役の報酬について、株主総会によって定められた取締役の報酬の限度額以内となるよう報酬の総額を決定します。また、個々の取締役の内訳は、各期の業績、担当する職務、企業価値の継続的な向上に対する貢献度等を総合的に勘案して決定しております。いずれも、取締役会からの委任を受けた代表取締役社長が最終的に決定いたします。

なお、当社は、2019年3月25日に取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、委員は社外取締役が過半数を占めております。以後、取締役の報酬については、同委員会の審議、答申を経て取締役会で報告しております。

ハ．取締役に対する業績連動報酬

当社は、業績と企業価値の向上に向けた各取締役の取り組みへのインセンティブとして、固定報酬に加えて業績連動報酬を導入しております。また、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）を導入しております。

二．業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬及び株式報酬（譲渡制限付株式の付与のための報酬）は、売上高及び営業利益の計画に対する達成度に対応した支給割合をもとに、報酬額を算定しております。

役員報酬の内容

イ．当事業年度における提出会社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 人員（名）
		固定報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付株式の 付与に関する報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	232	207	22	2	9
監査役 (社外監査役を除く)	13	13			1
社外役員	20	20			5
合計	265	241	22	2	15

なお、当事業年度末現在の人数は、取締役12名、監査役3名であります。

ロ．提出会社の役員のうち連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社保有の政策保有株式は、対象先との長期的・安定的な関係の維持・強化、事業戦略上のメリットの享受などがはかられ、対象先および当社グループの企業価値の向上に資すると判断される場合において、限定的に保有するものであります。

政策保有株式については、個別銘柄毎に、中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有に伴うリスク・リターン、営業上の取引関係や業務提携等の事業戦略における保有意義等についての総合的な検証を毎年実施し、保有の可否を判断します。

検証の結果、保有の妥当性が認められない場合には、対象先の理解を得ながら、売却を進めることとします。また保有の妥当性が認められる場合であっても、市場環境や当社の経営・財務戦略等を考慮し、売却することもあります。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	7	219
非上場株式以外の株式	10	1,150

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	3	2
非上場株式以外の株式	6	17

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)ファルコホールディングス	314,800	314,800	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注)2	有
	557	428		
ナガイレーベン(株)	200,000	200,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注)2	有
	530	480		
(株)りそなホールディングス	77,800	77,800	(保有目的)財務活動の円滑化 (定量的な保有効果) (注)2	有 (注)3
	25	37		
(株)第一生命ホールディングス	10,600	10,600	(保有目的)財務活動の円滑化 (定量的な保有効果) (注)2	有 (注)4
	13	16		
(株)アインホールディングス	2,000	2,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注)2	無
	12	16		
(株)三井住友フィナンシャル・グループ	1,860	1,860	(保有目的)財務活動の円滑化 (定量的な保有効果) (注)2	有 (注)5
	4	7		
みらかホールディングス(株)	920	920	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注)2	有
	2	2		
札幌臨床検査センター(株)	1,000	1,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果) (注)2	無
	1	1		
(株)富山第一銀行	5,000	5,000	(保有目的)財務活動の円滑化 (定量的な保有効果) (注)2	有
	1	1		
トモニホールディングス(株)	3,000	3,000	(保有目的)財務活動の円滑化 (定量的な保有効果) (注)2	無
	1	1		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ		11,000	保有意義について取締役会等で検討した結果、売却しました。	無
		6		
(株)ほくほくフィナンシャル・グループ		5,000	保有意義について取締役会等で検討した結果、売却しました。	無
		5		
千葉銀行(株)		8,000	保有意義について取締役会等で検討した結果、売却しました。	無
		4		
ユニデンホールディングス(株)		500	保有意義について取締役会等で検討した結果、売却しました。	無
		1		
三井住友トラスト・ホールディングス(株)		150	保有意義について取締役会等で検討した結果、売却しました。	有 (注)6
		0		
(株)ユニマツリタイアメント・コミュニティ		100	保有意義について取締役会等で検討した結果、売却しました。	無
		0		

(注) 1 株式数が増加した銘柄はありません。

2 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性の検証方法について、以下に記載いたします。

当社は、個別の政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通しを踏まえ、保有に伴うリスク・リターン、営業上の取引関係や業務提携等の事業戦略における保有意義についての総合的な検証を毎期実施し、保有の可否を判断しております。現状保有している政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

3 (株)りそなホールディングスは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である(株)りそな銀行が当社株式を保有しております。

4 (株)第一生命ホールディングスは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である第一生命保険(株)が当社株式を保有しております。

5 (株)三井住友フィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である(株)三井住友銀行が当社株式を保有しております。

6 三井住友トラスト・ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同子会社である三井住友信託銀行(株)が当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51,892	51,213
受取手形及び売掛金	21,595	21,175
商品及び製品	315	262
仕掛品	545	545
原材料及び貯蔵品	2,230	2,324
その他	1,170	1,194
貸倒引当金	69	105
流動資産合計	77,679	76,610
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2, 4 8,811	4 8,896
土地	4 13,062	4 13,556
リース資産（純額）	3,096	3,068
その他（純額）	3,963	4,234
有形固定資産合計	1 28,934	1 29,755
無形固定資産		
その他	3,567	4,039
無形固定資産合計	3,567	4,039
投資その他の資産		
投資有価証券	3 2,148	3 2,315
繰延税金資産	2,312	2,192
その他	1,421	1,454
貸倒引当金	91	93
投資その他の資産合計	5,790	5,868
固定資産合計	38,292	39,663
資産合計	115,972	116,273
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,023	15,762
リース債務	1,182	1,224
未払法人税等	1,978	1,453
賞与引当金	3,194	3,198
その他	4 6,745	4 7,397
流動負債合計	28,125	29,036
固定負債		
リース債務	2,257	2,200
役員退職慰労引当金	215	236
退職給付に係る負債	3,917	3,952
その他	328	425
固定負債合計	6,719	6,813
負債合計	34,844	35,850

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,045	6,045
資本剰余金	6,685	6,705
利益剰余金	64,623	69,337
自己株式	1,149	6,701
株主資本合計	76,205	75,387
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	488	671
退職給付に係る調整累計額	378	40
その他の包括利益累計額合計	867	712
新株予約権	70	59
非支配株主持分	3,983	4,263
純資産合計	81,127	80,422
負債純資産合計	115,972	116,273

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	117,129	120,732
売上原価	74,901	78,481
売上総利益	42,227	42,250
販売費及び一般管理費	1 31,777	1 32,487
営業利益	10,450	9,763
営業外収益		
不動産賃貸料	58	61
受取ロイヤリティー	56	94
補助金収入	117	123
有価証券運用益	66	
その他	199	260
営業外収益合計	499	538
営業外費用		
支払利息	37	38
不動産賃貸原価	24	23
自己株式取得費用		19
その他	7	10
営業外費用合計	69	90
経常利益	10,880	10,211
特別利益		
固定資産売却益	2 4	2 2
投資有価証券売却益		1
その他		0
特別利益合計	4	4
特別損失		
固定資産除却損	3 15	3 32
その他	24	7
特別損失合計	40	39
税金等調整前当期純利益	10,844	10,175
法人税、住民税及び事業税	3,544	3,156
法人税等調整額	159	219
法人税等合計	3,703	3,376
当期純利益	7,141	6,799
非支配株主に帰属する当期純利益	494	423
親会社株主に帰属する当期純利益	6,646	6,375

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益	7,141	6,799
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	291	181
退職給付に係る調整額	286	341
その他の包括利益合計	577	159
包括利益	6,563	6,639
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,073	6,221
非支配株主に係る包括利益	490	417

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,045	6,668	59,531	1,164	71,080
当期変動額					
剰余金の配当			1,554		1,554
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,646		6,646
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		16		15	32
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		16	5,092	15	5,124
当期末残高	6,045	6,685	64,623	1,149	76,205

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	777	662	1,440	78	3,622	76,222
当期変動額						
剰余金の配当						1,554
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,646
自己株式の取得						0
自己株式の処分						32
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	289	284	573	7	360	219
当期変動額合計	289	284	573	7	360	4,904
当期末残高	488	378	867	70	3,983	81,127

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,045	6,685	64,623	1,149	76,205
当期変動額					
剰余金の配当			1,661		1,661
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,375		6,375
自己株式の取得				5,578	5,578
自己株式の処分		20		25	45
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		20	4,713	5,552	818
当期末残高	6,045	6,705	69,337	6,701	75,387

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	488	378	867	70	3,983	81,127
当期変動額						
剰余金の配当						1,661
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,375
自己株式の取得						5,578
自己株式の処分						45
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	182	338	155	11	280	113
当期変動額合計	182	338	155	11	280	704
当期末残高	671	40	712	59	4,263	80,422

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,844	10,175
減価償却費	5,020	5,043
支払利息	37	38
売上債権の増減額(は増加)	1,052	478
たな卸資産の増減額(は増加)	128	17
仕入債務の増減額(は減少)	834	711
その他	272	102
小計	15,829	16,326
利息の支払額	37	38
法人税等の支払額	3,398	3,690
その他の収入	114	172
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,507	12,771
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,296	4,727
定期預金の払戻による収入	4,242	4,456
有形固定資産の取得による支出	2,603	2,939
無形固定資産の取得による支出	1,234	1,168
その他	49	834
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,940	5,213
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	1,554	1,661
リース債務の返済による支出	1,357	1,355
非支配株主への配当金の支払額	129	137
自己株式の取得による支出	0	5,578
その他	0	51
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,041	8,784
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,525	1,226
現金及び現金同等物の期首残高	43,679	49,204
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		268
現金及び現金同等物の期末残高	1 49,204	1 48,246

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

21社

主要な連結子会社の名称

(株)協同医学研究所

(株)ピーシーエルジャパン

(株)第一岸本臨床検査センター

連結の範囲の重要な変更

当連結会計年度において、(株)東海細胞研究所の全株式を当社が取得したため、連結の範囲に追加しております。一方、当社の連結子会社でありました(株)第一臨床医学検査センターは、2019年10月1日付で当社に吸収合併され消滅会社となったため、連結の範囲より除外しております。

(2) 主要な非連結子会社名

(株)札幌病理検査センター

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社8社につきましては、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の金額はいずれも軽微であり、かつ全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

(株)札幌病理検査センター

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社10社につきましては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は全て連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)で処理しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得の建物(附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産については、定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員及び執行役員の退任に伴う退職慰労金の支給に備えるため、各々の会社の内規に基づく当連結会計年度末の必要額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用の額は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産売却損」は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」に表示していた「固定資産売却損」20百万円、「その他」4百万円は、「その他」24百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「のれん償却費」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「のれん償却費」312百万円、「その他」40百万円は、「その他」272百万円として組み替えております。

また、前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「自己株式の取得による支出」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた0百万円は、「自己株式の取得による支出」0百万円、「その他」0百万円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社グループ事業への影響は、事業や地域によってその影響や程度が異なるものの、営業収益減少等の影響がある事業については、半年程度で概ね回復する過程に基づき会計上の見積りを行っております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	50,784百万円	52,177百万円

2 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	77百万円	百万円

3 非連結子会社及び関連会社の株式等

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式等)	470百万円	337百万円

4 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(イ)担保に供している資産

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	3,194百万円	3,230百万円
土地	2,879	2,879
計	6,074百万円	6,109百万円

(ロ)上記に対応する債務

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
流動負債・その他(短期借入金)	850百万円	850百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。なお、下記に記載している研究開発費の金額は、研究開発費用の総額であります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料手当及び賞与	14,370百万円	14,929百万円
退職給付費用	398	391
役員退職慰労引当金繰入額	38	38
消耗品費	2,663	2,775
研究開発費	281	284

- 2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
土地	2百万円	百万円
リース資産	0	2
有形固定資産「その他」	0	0
無形固定資産「その他」	1	
投資その他の資産「その他」	0	
計	4百万円	2百万円

- 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	7百万円	17百万円
リース資産		0
有形固定資産「その他」	4	2
無形固定資産「その他」	3	12
投資その他の資産「その他」	0	
計	15百万円	32百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	428百万円	268百万円
組替調整額	2	0
税効果調整前	426	268
税効果額	135	86
その他有価証券評価差額金	291	181
退職給付に係る調整額		
当期発生額	333	375
組替調整額	78	114
税効果調整前	411	490
税効果額	125	148
退職給付に係る調整額	286	341
その他の包括利益合計	577百万円	159百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	44,014,726			44,014,726

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,436,916	121	19,574	1,417,463

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 121株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 10,400株

譲渡制限付株式の付与による減少 9,174株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2004年ストック・オプションとしての新株予約権						
	2005年ストック・オプションとしての新株予約権						
	2006年ストック・オプションとしての新株予約権					0	
	2007年ストック・オプションとしての新株予約権					1	
	2008年ストック・オプションとしての新株予約権					2	
	2009年ストック・オプションとしての新株予約権					6	
	2010年ストック・オプションとしての新株予約権					5	
	2011年ストック・オプションとしての新株予約権					5	
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権					8	
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権					10	
	2014年ストック・オプションとしての新株予約権					7	
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権					10	
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権					12	
連結子会社							
合計						70	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	745	17.5	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	809	19.0	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	809	19.0	2019年3月31日	2019年6月28日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	44,014,726			44,014,726

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,417,463	2,000,061	24,509	3,393,015

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

公開買付による増加 2,000,000株

単元未満株式の買取りによる増加 61株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 12,600株

譲渡制限付株式の付与による減少 11,909株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2004年ストック・オプションとしての新株予約権						
	2005年ストック・オプションとしての新株予約権						
	2006年ストック・オプションとしての新株予約権						0
	2007年ストック・オプションとしての新株予約権						0
	2008年ストック・オプションとしての新株予約権						1
	2009年ストック・オプションとしての新株予約権						3
	2010年ストック・オプションとしての新株予約権						3
	2011年ストック・オプションとしての新株予約権						3
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権						6
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権						10
	2014年ストック・オプションとしての新株予約権						7
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権						10
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権						12
連結子会社							
合計							59

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	809	19.0	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	852	20.0	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,015	25.0	2020年3月31日	2020年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	51,892百万円	51,213百万円
流動資産のその他(預け金)	102 "	102 "
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	2,790 "	3,069 "
現金及び現金同等物	49,204百万円	48,246百万円

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び債務の額	1,444百万円	1,214百万円

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、検査用機器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは資金運用について、余剰資金については安全性の高い金融資産で運用し、運転資金については期限1年以内の銀行借入により調達することが一般的であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

営業債務は、流動性リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは与信管理規程に従い、営業債権については常に相手先の状況把握及び分析を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは月次に資金繰表を作成する等の方法により管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	51,892	51,892	
(2) 受取手形及び売掛金	21,595	21,595	
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,429	1,429	
資産計	74,916	74,916	
支払手形及び買掛金	15,023	15,023	
負債計	15,023	15,023	

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	51,213	51,213	
(2) 受取手形及び売掛金	21,175	21,175	
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,681	1,681	
資産計	74,071	74,071	
支払手形及び買掛金	15,762	15,762	
負債計	15,762	15,762	

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2019年3月31日	2020年3月31日
非上場株式等	718	633

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	51,851			
受取手形及び売掛金	21,595			
合計	73,446			

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	51,180			
受取手形及び売掛金	21,175			
合計	72,356			

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,408	689	719
債券			
その他			
小計	1,408	689	719
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	21	28	7
債券			
その他			
小計	21	28	7
合計	1,429	717	711

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,628	633	995
債券			
その他			
小計	1,628	633	995
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	53	66	13
債券			
その他			
小計	53	66	13
合計	1,681	699	981

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

3 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部を除く連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は、確定給付型及び確定拠出型の制度を併用しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	13,678	14,304
勤務費用	1,025	1,051
利息費用	55	56
数理計算上の差異の発生額	134	81
退職給付の支払額	729	751
その他	139	32
退職給付債務の期末残高	14,304	14,612

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	11,019	11,490
期待運用収益	272	283
数理計算上の差異の発生額	198	458
事業主からの拠出額	754	801
退職給付の支払額	356	334
年金資産の期末残高	11,490	11,783

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,115	1,103
退職給付費用	181	265
退職給付の支払額	153	205
制度への拠出額	39	39
退職給付に係る負債の期末残高	1,103	1,123

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	(百万円)	
	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	15,225	15,520
年金資産	11,900	12,167
	3,324	3,352
非積立型制度の退職給付債務	592	599
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,917	3,952
退職給付に係る負債	3,917	3,952
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,917	3,952

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	1,025	1,051
利息費用	55	56
期待運用収益	272	283
数理計算上の差異の費用処理額	82	115
過去勤務費用の費用処理額	0	0
簡便法で計算した退職給付費用	181	233
確定給付制度に係る退職給付費用	908	943

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	0	0
数理計算上の差異	412	491
合計	411	490

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	0	
未認識数理計算上の差異	548	56
合計	548	56

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	33.8%	60.2%
株式	50.0%	20.5%
一般勘定	11.2%	2.1%
現金及び預金		0.2%
その他	5.0%	17.0%
合計	100.0%	100.0%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.1~0.6%	0.1~0.6%
長期期待運用収益率	1.3~2.5%	1.3~2.5%

3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度20百万円、当連結会計年度20百万円でありました。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用		

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年9月1日に1株を2株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2006年11月16日	2007年9月25日	2008年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 5名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名	当社取締役 9名 当社執行役員 4名
株式の種類及び付与数	普通株式 13,000株	普通株式 14,400株	普通株式 19,400株
付与日	2006年12月4日	2007年10月12日	2008年10月17日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	同左	同左
権利行使期間	2006年12月5日 ～2026年6月29日	2007年10月13日 ～2027年6月28日	2008年10月18日 ～2028年6月27日

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2009年9月24日	2010年9月30日	2011年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 3名	当社取締役 10名 当社執行役員 3名	当社取締役 10名 当社執行役員 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 14,800株	普通株式 14,200株	普通株式 16,200株
付与日	2009年10月14日	2010年10月19日	2011年10月18日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	同左	同左
権利行使期間	2009年10月15日 ～2029年9月30日	2010年10月20日 ～2030年9月30日	2011年10月19日 ～2031年9月30日

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2012年10月29日	2013年9月24日	2014年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 当社執行役員 3名	当社取締役 10名 当社執行役員 4名	当社取締役 9名 当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 18,800株	普通株式 13,800株	普通株式 8,000株
付与日	2012年11月16日	2013年10月11日	2014年10月15日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	同左	同左
権利行使期間	2012年11月17日 ～2032年10月31日	2013年10月12日 ～2033年9月30日	2014年10月16日 ～2034年9月30日

会社名	提出会社	同左
決議年月日	2015年9月28日	2016年11月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員 5名	当社取締役 10名 当社執行役員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 9,600株	普通株式 7,400株
付与日	2015年10月15日	2016年11月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	同左
権利行使期間	2015年10月16日 ～2035年9月30日	2016年11月29日 ～2036年10月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2006年11月16日	2007年9月25日	2008年9月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	800	1,400	3,800
権利確定			
権利行使	200	800	1,600
失効			
未行使残	600	600	2,200

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2009年9月24日	2010年9月30日	2011年9月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	6,000	6,000	7,000
権利確定			
権利行使	2,800	2,400	3,000
失効			
未行使残	3,200	3,600	4,000

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2012年10月29日	2013年9月24日	2014年9月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	9,600	7,200	5,600
権利確定			
権利行使	1,800		
失効			
未行使残	7,800	7,200	5,600

会社名	提出会社	同左
決議年月日	2015年9月28日	2016年11月8日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	6,800	5,400
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残	6,800	5,400

単価情報

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2006年11月16日	2007年9月25日	2008年9月29日
権利行使価格(円)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)
行使時平均株価(円)	3,205	3,205	3,101
付与日における公正な 評価単価(円)	1,100.5	791.5	735.0

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2009年9月24日	2010年9月30日	2011年9月29日
権利行使価格(円)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)
行使時平均株価(円)	2,935	2,756	2,797
付与日における公正な 評価単価(円)	1,086.0	874.0	836.5

会社名	提出会社	同左	同左
決議年月日	2012年10月29日	2013年9月24日	2014年9月29日
権利行使価格(円)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)
行使時平均株価(円)	2,823		
付与日における公正な 評価単価(円)	856.0	1,481.0	1,281.5

会社名	提出会社	同左
決議年月日	2015年9月28日	2016年11月8日
権利行使価格(円)	1個当たり200 (1株当たり1)	1個当たり200 (1株当たり1)
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な 評価単価(円)	1,471.5	2,312.0

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	1,196百万円	1,202百万円
役員退職慰労引当金及び 未払役員退職慰労金	56	58
賞与引当金	1,017	1,015
投資有価証券評価損	39	36
未払事業税及び事業所税	158	134
施設利用会員権評価損	64	64
資産除去債務相当額	96	102
繰越欠損金	87	46
その他	283	294
繰延税金資産小計	3,000	2,955
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1	12
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	297	294
評価性引当額小計	299	306
繰延税金資産合計	2,701	2,648
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	128	128
その他有価証券評価差額金	224	311
その他	49	51
繰延税金負債合計	402	491
繰延税金資産(負債)の純額	2,299百万円	2,156百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	46	15	10	6	6	1	87百万円
評価性引当額						1	1 "
繰延税金資産	46	15	10	6	6		(b)85 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金87百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産85百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	12	12	8	1		12	46百万円
評価性引当額						12	12 "
繰延税金資産	12	12	8	1			(b)34 "

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金46百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産34百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.2
住民税均等割	1.3	1.4
法人税等の減税額	0.2	0.2
評価性引当額の増減	0.4	0.3
のれん償却	0.9	0.3
連結子会社の適用税率差異	1.2	1.1
その他	0.3	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.2%	33.2%

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当企業集団の報告セグメントは、当企業集団を構成する単位のうち分離された財務情報が入手可能のものであり、取締役会において配分すべき経営資源に関する意思決定が行われ、かつ業績を評価するために経営成績を定期的に検討するものであります。

なお、当企業集団は製品・サービス別セグメントから構成されており、「検査事業」を報告セグメントとしております。また、報告セグメントに含まれないその他の事業セグメントには「医療情報システム事業」を含めております。「検査事業」は臨床検査等の受託業務を行っており、「医療情報システム事業」は医療機関向けのシステム機器等の製造販売や医療情報サービスの提供等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当企業集団の報告セグメントである「検査事業」以外の事業に関しては、重要性が乏しいと考えられるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	全社・消去	合計
	検査事業			
当期償却額	259	53		312
当期末残高				

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	全社・消去	合計
	検査事業			
当期償却額	91			91
当期末残高	364			364

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	(有)エステート 興業(注1)	東京都 練馬区	12	不動産賃貸	被所有 直接1.9%		自己株式の 取得(注2)	5,578		

(注) 1. 当社代表取締役社長 近藤健介及びその近親者が議決権の100%を直接保有しております。

2. 自己株式の取得につきましては、2019年11月8日開催の取締役会決議に基づき、公開買付の方法により、買付価格を普通株式1株につき2,789円にて行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,809.34円	1,873.36円
1株当たり当期純利益金額	156.07円	151.27円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	155.83円	151.07円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,646	6,375
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	6,646	6,375
普通株式の期中平均株式数(株)	42,589,621	42,147,235
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	63,638	55,373
(うち新株予約権(株))	(63,638)	(55,373)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	81,127	80,422
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	4,054	4,323
(うち新株予約権(百万円))	(70)	(59)
(うち非支配株主持分(百万円))	(3,983)	(4,263)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	77,073	76,099
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の 数(株)	42,597,263	40,621,711

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	910	910	0.6	
1年以内に返済予定の長期借入金		30	1.1	
1年以内に返済予定のリース債務	1,182	1,224	0.9	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)		53	1.0	2021年～2025年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,257	2,200	0.9	2021年～2027年
その他有利子負債				
合計	4,350	4,418		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金(百万円)	13	13	13	11
リース債務(百万円)	976	678	401	135

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	30,844	61,908	92,857	120,732
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	3,321	6,402	9,203	10,175
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万円)	2,134	4,071	5,812	6,375
1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	50.11	95.58	136.41	151.27

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額(円)	50.11	45.46	40.84	13.70

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,592	33,373
受取手形	181	136
売掛金	18,016	17,853
有価証券	10	
商品及び製品	179	140
仕掛品	442	419
原材料及び貯蔵品	1,653	1,725
前払費用	319	381
その他	512	477
貸倒引当金	47	79
流動資産合計	3 56,860	3 54,428
固定資産		
有形固定資産		
建物	1、 2 6,156	2 6,166
構築物	1 136	128
機械及び装置	133	174
車両運搬具	12	7
工具、器具及び備品	2,237	2,324
土地	2 9,907	2 10,348
リース資産	2,094	2,258
建設仮勘定	7	11
有形固定資産合計	20,685	21,421
無形固定資産		
特許権	0	0
借地権	222	222
ソフトウェア	2,590	2,654
リース資産	13	39
その他	367	327
無形固定資産合計	3,194	3,244
投資その他の資産		
投資有価証券	1,236	1,369
関係会社株式	8,626	9,049
出資金	2	55
関係会社出資金	132	
長期貸付金	3	2
従業員に対する長期貸付金	1	2
破産更生債権等	12	15
長期前払費用	101	137
繰延税金資産	1,391	1,202
その他	847	875
貸倒引当金	12	15
投資その他の資産合計	12,343	12,694
固定資産合計	36,224	37,361
資産合計	93,084	91,790

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,493	14,171
短期借入金	2 910	2 910
リース債務	791	904
未払金	3,261	3,871
未払費用	491	389
未払法人税等	1,170	848
未払消費税等	313	579
賞与引当金	2,016	2,039
前受金	21	18
預り金	4,008	3,945
前受収益	54	56
資産除去債務	2	4
その他	0	0
流動負債合計	3 26,536	3 27,739
固定負債		
リース債務	1,511	1,611
退職給付引当金	2,874	2,399
資産除去債務	218	234
その他	9	13
固定負債合計	4,614	4,258
負債合計	31,150	31,998
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,045	6,045
資本剰余金		
資本準備金	6,646	6,646
その他資本剰余金	38	58
資本剰余金合計	6,685	6,705
利益剰余金		
利益準備金	233	233
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	292	292
別途積立金	15,400	15,400
繰越利益剰余金	33,994	37,288
利益剰余金合計	49,921	53,214
自己株式	1,149	6,701
株主資本合計	61,502	59,263
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	359	468
評価・換算差額等合計	359	468
新株予約権	70	59
純資産合計	61,933	59,792
負債純資産合計	93,084	91,790

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
売上高	1 92,309	1 95,002
売上原価	1 62,214	1 64,596
売上総利益	30,095	30,406
販売費及び一般管理費	1, 2 23,938	1, 2 24,844
営業利益	6,156	5,561
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	790	730
不動産賃貸料	433	485
その他	406	491
営業外収益合計	1 1,632	1 1,709
営業外費用		
支払利息	56	61
不動産賃貸原価	238	261
その他	22	25
営業外費用合計	1 317	1 349
経常利益	7,471	6,921
特別利益		
固定資産売却益	2	0
投資有価証券売却益		1
抱合せ株式消滅差益		52
特別利益合計	2	54
特別損失		
固定資産除却損	7	13
投資有価証券売却損		2
投資有価証券評価損	2	
投資有価証券清算損		2
その他	0	0
特別損失合計	10	20
税引前当期純利益	7,463	6,956
法人税、住民税及び事業税	2,072	1,835
法人税等調整額	87	165
法人税等合計	2,159	2,001
当期純利益	5,303	4,955

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費	2	28,253	45.0	29,792	45.8
労務費		10,777	17.2	11,169	17.2
経費		23,701	37.8	24,097	37.0
当期総製造費用		62,732	100.0	65,060	100.0
期首仕掛品たな卸高		494		442	
合 計		63,226		65,502	
期末仕掛品たな卸高		442		419	
当期製品製造原価		62,783		65,083	

(脚注)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1 原価計算の方法 組別総合原価計算を採用しております。		1 原価計算の方法 組別総合原価計算を採用しております。	
2 経費のうち主な内訳		2 経費のうち主な内訳	
検査外注費	13,557百万円	検査外注費	13,489百万円
業務委託費	1,731	業務委託費	1,992
機器修繕費	1,551	機器修繕費	1,724

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	6,045	6,646	21	6,668
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			16	16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			16	16
当期末残高	6,045	6,646	38	6,685

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	233	292	15,400	30,245	46,171	1,164	57,721
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		0		0			
剰余金の配当				1,554	1,554		1,554
当期純利益				5,303	5,303		5,303
自己株式の取得						0	0
自己株式の処分						15	32
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計		0		3,749	3,749	15	3,781
当期末残高	233	292	15,400	33,994	49,921	1,149	61,502

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	550	550	78	58,350
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				1,554
当期純利益				5,303
自己株式の取得				0
自己株式の処分				32
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	190	190	7	198
当期変動額合計	190	190	7	3,583
当期末残高	359	359	70	61,933

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	6,045	6,646	38	6,685
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			20	20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計			20	20
当期末残高	6,045	6,646	58	6,705

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	233	292	15,400	33,994	49,921	1,149	61,502
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		0		0			
剰余金の配当				1,661	1,661		1,661
当期純利益				4,955	4,955		4,955
自己株式の取得						5,578	5,578
自己株式の処分						25	45
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計		0		3,293	3,293	5,552	2,238
当期末残高	233	292	15,400	37,288	53,214	6,701	59,263

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	359	359	70	61,933
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰余金の配当				1,661
当期純利益				4,955
自己株式の取得				5,578
自己株式の処分				45
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	108	108	11	97
当期変動額合計	108	108	11	2,141
当期末残高	468	468	59	59,792

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

商品及び製品、仕掛品

主として総平均法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産(リース資産を除く)

のれんは、5年間の均等償却

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産については定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

3 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時ににおいて入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症による当社事業への影響は、事業や地域によってその影響や程度が異なるものの、営業収益減少等の影響がある事業については、半年程度で概ね回復する過程に基づき会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	70百万円	百万円
構築物	6	

2 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	3,194百万円	3,230百万円
土地	2,879	2,879
計	6,074百万円	6,109百万円

上記に対応する債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金	850百万円	850百万円

3 関係会社に対する資産及び負債(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	1,296百万円	1,344百万円
短期金銭債務	6,268	6,316

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	3,615百万円	3,812百万円
営業費用	20,557	20,887
営業取引以外の取引高	1,606	1,649

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料手当及び賞与	6,969百万円	7,138百万円
退職給付費用	272	252
業務委託費	7,312	7,870
消耗品費	2,052	2,128
減価償却費	183	165
おおよその割合		
販売費	77.9%	78.2%
一般管理費	22.1	21.8

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,811百万円、関連会社株式237百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,389百万円、関連会社株式237百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	875百万円	730百万円
賞与引当金	614	621
投資有価証券評価損	39	35
貸倒引当金	18	28
資産除去債務相当額	67	72
その他	213	204
繰延税金資産小計	1,827	1,694
評価性引当額	115	119
繰延税金資産合計	1,712	1,574
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	128	128
資産除去債務による固定資産影響額	36	39
その他有価証券評価差額金	156	204
繰延税金負債合計	320	372
繰延税金資産(負債)の純額	1,391百万円	1,202百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.5%	30.5%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.1	3.1
住民税均等割	1.5	1.6
法人税特別控除額	0.3	0.3
その他	0.1	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9%	28.8%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	6,156	513	45	458	6,166	17,580
	構築物	136	6	1	12	128	1,164
	機械及び装置	133	86	0	45	174	673
	車両運搬具	12			5	7	37
	工具、器具及び備品	2,237	1,308	15	1,205	2,324	19,479
	土地	9,907	440			10,348	
	リース資産	2,094	1,063	0	897	2,258	2,221
	建設仮勘定	7	3,423	3,418		11	
	計	20,685	6,842	3,481	2,624	21,421	41,156
無形固定資産	特許権	0	0	0	0	0	3
	借地権	222				222	
	ソフトウェア	2,590	987	16	906	2,654	10,873
	リース資産	13	37		11	39	12
	その他	367	395	434	0	327	0
	計	3,194	1,421	452	918	3,244	10,890

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具備品	自動分析装置等の検査機器（総合研究所）	791百万円
	”（サテライト施設）	171百万円
	O A 機器等の器具備品（総合件研究所）	176百万円
リース資産（有形固定資産）	”（サテライト施設）	73百万円
	自動分析装置等の検査機器（総合研究所）	998百万円
	”（サテライト施設）	65百万円
ソフトウェア	検査システム等のソフトウェア（総合研究所）	568百万円
	”（サテライト施設）	343百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	59	94	59	94
賞与引当金	2,016	2,039	2,016	2,039

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.bml.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された、当社株式1単元(100株)以上を保有している株主に対し、所有株式数に応じてクオカードを下記のとおり贈呈いたします。 100株以上200株未満 クオカード1,500円分 200株以上 クオカード3,000円分

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第64期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第64期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第65期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月14日関東財務局長に提出

第65期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月14日関東財務局長に提出

第65期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく
臨時報告書

2019年7月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書
2020年2月12日関東財務局長に提出

(5) 自己株券買付状況報告書

2019年12月10日、2020年1月14日、2020年2月14日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦光

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビー・エム・エルの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビー・エム・エルの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ビー・エム・エルが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦光

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビー・エム・エルの2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エルの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。